

稲童第5地区学習等供用施設改修工事の内建築工事

建 築 工 事			
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	改修工事特記仕様書(1)	A-21	改修前・改修後 展開図①
A-02	改修工事特記仕様書(2)	A-22	改修前・改修後 展開図②
A-03	改修工事特記仕様書(3)	A-23	改修前・改修後 展開図③
A-04	改修工事特記仕様書(4)	A-24	改修前・改修後 展開図④
A-05	改修工事特記仕様書(5)	A-25	建具表
A-06	防音工事標準仕様書-1		
A-07	防音工事標準仕様書-2	S-01	基礎伏図
A-08	改 修 前・配 置 図	S-02	床梁伏図
A-09	改 修 後・配 置 図	S-03	壁配筋図
A-10	仕 上 表・面 積 表	S-04	軸組図・架構図
A-11	改修前・改修後 平面図		
A-12	改修前・改修後 屋根伏図		
A-13	改修前・立面図		
A-14	改修後・立面図		
A-15	改修前・改修後 矩形図①		
A-16	改修前・改修後 矩形図②		
A-17	改修前・改修後 矩形図③		
A-18	改修前・平面詳細図		
A-19	改修後・平面詳細図		
A-20	改修前・改修後 天井伏図		

30. 新聞受・郵便受
31. 木製家具
32. 収納・収納家具
3. 施工中の安全管理

以下(H22福岡県)
家具専門メーカーの製作品とする。
合板類
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ()
ミディアムデンシティファイバーボード(MFD)及びパーティクルボード
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ()
接着剤及び塗料の配付にあたっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間を取るものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

7. 材料
2. 塗装業者
3. 下地調整

屋内の壁及び天井の塗装仕上げ材は、建築基準法に基づき防火材料の指定又は認定を受けたものとする。(7.1.3)
塗料は、トルエン等の含有量が少ない規格品とする。
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ()
・(社)日本塗装工業会の会員 ※監督員の承諾する塗装業者 (H22福岡県)
塗替え:既存塗膜の除去範囲 ※塗替え面の30% ()
(表7.2.1)~(表7.2.7)

Table with columns: 塗装面, 種別, 備考. Includes rows for 木部, 鉄鋼面, 亜鉛めっき鋼面, モルタル面及びプラスチック面, コンクリート面及びALCパネル面, コンクリート面及び押出成形セメント板面, 珪藻土ボード面及びその他ボード面.

4. 錆止めの塗料塗り

Table with columns: 塗装面, 種別, 備考. Includes rows for 鉄鋼面, 亜鉛めっき鋼面, 鋼製建築等亜鉛めっき鋼面.

5. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

Table with columns: 塗装面, 種別, 備考. Includes row for 木部.

6. クリヤラッカー塗り(CL)

Table with columns: 塗装面, 種別, 備考. Includes row for 木部.

7. フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)

Table with columns: 塗装面, 種別, 備考. Includes row for 木部(屋内).

8. アクリル樹脂系非水分散塗料塗り(NAD)

Table with columns: 塗装面(屋内), 種別, 備考. Includes rows for コンクリート, モルタル面.

9. 耐候性塗料塗り(DP)

Table with columns: 塗装面(屋外), 種別, 備考. Includes rows for 鉄鋼面, 亜鉛めっき鋼面, コンクリート面及び押出成形セメント板面.

10. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)

Table with columns: 塗装面, 種別, 備考. Includes rows for 木部(屋内), 鉄鋼面(屋内), 亜鉛めっき鋼面(屋内), コンクリート類面, その他ボード面.

7. 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)
12. 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(EP-T)
13. ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)
14. ラッカーエナメル塗り(UC)
15. オイルステイン塗り(OS)
16. 木材保護塗料塗り(WP)

8. 鉄筋の種類
2. 鉄筋の継手
3. 溶接金網
4. 帯筋
5. 壁の配筋
6. 圧接完了後の試験
7. 特殊な鉄筋継ぎ手
8. 割製補強筋

Table with columns: 塗装面, 種別, 備考. Includes rows for 塗装面(屋外), 塗装面(屋内), 木部.

Table with columns: 種類, 材質, 規格, 寸法, 備考. Includes rows for 鉄筋の種類.

Table with columns: 接合方法, 部位, 径, 備考. Includes rows for 鉄筋の継手.

Table with columns: 形状, 寸法, 径. Includes rows for 溶接金網.

Table with columns: 種類, 材質, 材種, 径, 本数・ピッチ, 適用箇所. Includes rows for 帯筋.

Table with columns: 種類, 材質, 材種, 径, 本数・ピッチ, 適用箇所. Includes rows for 壁の配筋.

Table with columns: 種類, 材質, 材種, 径, 本数・ピッチ, 適用箇所. Includes rows for 圧接完了後の試験.

Table with columns: 種類, 材質, 材種, 径, 本数・ピッチ, 適用箇所. Includes rows for 特殊な鉄筋継ぎ手.

Table with columns: 種類, 材質, 材種, 径, 本数・ピッチ, 適用箇所. Includes rows for 割製補強筋.

Table with columns: 設計基準強度(Fc) N/mm², 種別, 18, 21, 24, -, -. Includes rows for コンクリートの強度.

Table with columns: 種別, 1, 2. Includes rows for レディミキッドコンクリートの種類.

Table with columns: 打込み箇所, 所要スランブ. Includes rows for スランブ.

Table with columns: 種別, 適用箇所. Includes rows for 普通コンクリートの調合.

Table with columns: 種別, 適用箇所. Includes rows for セメントの種類.

Table with columns: 種別, 適用箇所. Includes rows for 打放し仕上げの種別.

Table with columns: 種別, 適用箇所. Includes rows for モルタル及びグラウト材.

17. 鋼材の種類
18. 高力ボルト
19. 溶接部の検査
20. スタッド溶接後の試験
21. 耐火被覆の種類及び性能
22. スリット
23. あと施工アンカー

Table with columns: 材質, 規格, 寸法, 備考. Includes rows for 鋼材の種類, 高力ボルト, 溶接部の検査, スタッド溶接後の試験, 耐火被覆の種類及び性能, スリット, あと施工アンカー.

1. 鉄筋の種類
2. 鉄筋の継手
3. 溶接金網
4. 帯筋
5. 壁の配筋
6. 圧接完了後の試験
7. 特殊な鉄筋継ぎ手
8. 割製補強筋

Table with columns: 種類, 材質, 規格, 寸法, 備考. Includes rows for 鉄筋の種類.

Table with columns: 接合方法, 部位, 径, 備考. Includes rows for 鉄筋の継手.

Table with columns: 形状, 寸法, 径. Includes rows for 溶接金網.

Table with columns: 種類, 材質, 材種, 径, 本数・ピッチ, 適用箇所. Includes rows for 帯筋.

Table with columns: 種類, 材質, 材種, 径, 本数・ピッチ, 適用箇所. Includes rows for 壁の配筋.

Table with columns: 種類, 材質, 材種, 径, 本数・ピッチ, 適用箇所. Includes rows for 圧接完了後の試験.

Table with columns: 種類, 材質, 材種, 径, 本数・ピッチ, 適用箇所. Includes rows for 特殊な鉄筋継ぎ手.

Table with columns: 種類, 材質, 材種, 径, 本数・ピッチ, 適用箇所. Includes rows for 割製補強筋.

Table with columns: 設計基準強度(Fc) N/mm², 種別, 18, 21, 24, -, -. Includes rows for コンクリートの強度.

Table with columns: 種別, 1, 2. Includes rows for レディミキッドコンクリートの種類.

Table with columns: 打込み箇所, 所要スランブ. Includes rows for スランブ.

Table with columns: 種別, 適用箇所. Includes rows for 普通コンクリートの調合.

Table with columns: 種別, 適用箇所. Includes rows for セメントの種類.

Table with columns: 種別, 適用箇所. Includes rows for 打放し仕上げの種別.

Table with columns: 種別, 適用箇所. Includes rows for モルタル及びグラウト材.

備考
・改訂 H25年度版 H250219 平成26年1月作成

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

Table with columns: 承認, 承認者. Includes row for 承認.

施工区分表

(○印を塗りつぶしたものを適用する)

工事内容		建築	外構	植栽	電気	電話	昇降	給衛	空調	ガス	別途	備考
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内	○								電気と十分協議すること
			屋外	○								
			屋上	○								
			自家発電機の基礎 (アンカーボルトを除く)	○								
			テレビアンテナの基礎 (")	○								
		避雷針の基礎 (")	○									
	機械関係	屋内設備	○									
屋外設備 (架台、アンカーボルト除く)		●										
屋上設備 (架台、アンカーボルト除く)		○										
特記した基礎												
開口部	梁、床、壁貫通スリーブ	補強を要するもの			●	○	○	○	●	○		
		補強を要しないもの			●	○	○	○	●	○		
	梁、床、壁貫通型枠	補強を要するもの	○									
		補強を要しないもの	○									
	軽量鉄骨下地、壁・天井ボード類の切込み	補強を要するもの	●			●		●				
		補強を要しないもの	●			●		●				
	埋込型分電盤、端子盤等の型枠	補強を要するもの	○									
		補強を要しないもの	○									
	上記開口部の補強		○									
	上記開口部の塵出し					●	○	○	●	○	○	
スリーブの穴埋め (型枠の穴埋めを含む)					●	○	○	●	○	○		
OAフロア器具取付用		○										
点検口	床、壁、天井	●										
	外壁面 (ダクト、チャンバーの接続用含む)	○										
ガラリ	建具取付	●										
	空調用リターン								○			
排気フード	厨房							○	○	○		
	上記以外	○						○	●	○		
換気扇の取付枠及びアルミパネル		○										
換気扇	壁換気扇 (ウェザーカバー含む)								●			
	天井換気扇 (ペントキャップ含む)								●			
流し台	排水トラップ含む	●										
防油堤	オイルサーピスタンの防油堤	○										
	自発電電用 空調用	○										
床下水槽のマンホール蓋		○										
屋外配水管	雨水	●										
	汚水、雑配水管							○				
雨水樋樋		○										
身障者用便所手すり		○										
はみ込み形洗面器用カウンター (前板共)		○										
ガスボンベ転倒防止用の鎖										○		
電気配管配線	機械設備機器付属の制御盤以降の配管配線 (接地共)								●			
	機械設備機器付属の制御盤と電源供給及び配管配線					●						
	機械設備自動制御と電気設備盤との電源供給					○						
	機械設備自動制御と電気設備盤との操作回路の渡り配管配線								○			
	天井吊り型FCU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチとの渡り配管					○						
	天井吊り型FCU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチとの渡り配線								○			
	天井吊り型FCU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチ								○			
	天井吊り型FCU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチ埋込ボックス					○						
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙シャッター及び排煙口に至る配管配線					○						
	小便器用節水装置制御盤以降の配管配線								○			
	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部への電源供給					○						
	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部		○									
	自動ドア及び電動シャッターなどの操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ					○						
防火扉レリーズ					○							
電極棒					○							
配線ビット及び蓋		○										
別途機器などへの接続					○			○	○			
パッケージエアコンの配線	室外機・室内機間の伝送線								○			
	室外機・室内機間の電源渡り線								○			
	室内機・リモコン間の配線					○			○			
	室内機・リモコン間の配管					○						
	リモコン埋込ボックス					○						
室内機・集中リモコン間の渡り伝送線								○				
ガス漏れ探知機										○		
OAフロア用配線器具					○							
電気錠	電気錠及び通電金具		○									
	T E N キー及び制御盤					○						
エレベーター出入口三方枠 (金属製)							○					
シャワーユニット (バスユニット)		○										
ガス給湯器リモコン用ケーブル								○		○		
ガス給湯器電線管及びボックス					○							

備考

・改訂 H25年度版 H250219 平成26年1月作成

承認

工事名称

福岡第5地区学習等供用施設改修工事

図面名称

改修工事特記仕様書(5)

事務所登録 福岡県知事登録第1-20757号

(株) エム・ビー・アイ

一級建築士 大田登録第223559号 松尾 真也

福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101

尺度

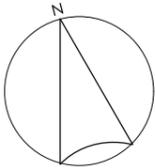
日付

図面番号

A-05

<p>平成26年5月 防衛省地方協力局</p> <p>1.1 概 説</p> <p>1.2 定 義</p> <p>1.3 通 用</p> <p>1.4 定めのない音響材料又は防音仕様</p> <p>1.5 図書の作成</p>	<p>防衛施設周辺防音事業 I 防音工事標準仕仕様書</p> <p>1. 共通事項</p> <p>本仕様書は、「防衛施設周辺防音事業補助交付金要綱」（平成19年防衛省訓令第121号）第9条の規定に基づいて定められたものである。</p> <p>本仕様書は、防音工事の各種別の防音量の達成に必要な事項のみを不したものである。</p> <p>各工事種別の名称は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>工事種別</th> <th>名 称</th> </tr> <tr> <td>1 級 工 事</td> <td>防衛省 1級 防音工事</td> </tr> <tr> <td>2 級 工 事</td> <td>防衛省 2級 防音工事</td> </tr> <tr> <td>3 級 工 事</td> <td>防衛省 3級 防音工事</td> </tr> <tr> <td>4 級 工 事</td> <td>防衛省 4級 防音工事</td> </tr> </table> <p>実施設計に当たっては、本仕様書から該当する事項を選出して行うものとし、該当事項を列挙した特記仕様書を作成するものとする。</p> <p>また、防音工事の標準仕仕様（以下「防音仕様」という。）以外の仕様については、国土交通省大臣官房官庁庁長官部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」等を準用するものとする。ただし、特別な事情により、これら仕様書により難しい事項については、補助事業者が地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）と協議の上、これを処理するものとする。</p> <p>本仕様書に定めのない音響材料又は防音仕様を採用する場合は、理由、名称構造、仕様、詳細図、見本、製造者名、日本工業規格（JIS規格）、材料検査成績、音響特性（公的試験所、研究所等の試験成績書添付）等の必要事項を記載した文書により、地方防衛局長の承認を受けるものとする。</p> <p>本仕様書に基づく工事の設計図書は、すべて横書きとし、A4版左として製本するものとする。</p>	工事種別	名 称	1 級 工 事	防衛省 1級 防音工事	2 級 工 事	防衛省 2級 防音工事	3 級 工 事	防衛省 3級 防音工事	4 級 工 事	防衛省 4級 防音工事	<p>2.4 金属製気密建具</p> <p>2.5 ガラスブロック</p> <p>2.6 室内吸音構成計画</p>	<p>3. 換気計画</p> <p>a 窓建具は、原則として開放部を片引きとし、その開放面積は開口面積の50%以内とする。</p> <p>b 排煙口を必要とする場合には、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する面積を有し、その通気量は対応する建具のそれを下回らないものとする。</p> <p>開口部に使用するガラスブロックは、JIS A 5212「ガラスブロック（中空）」に合格したものであって、その通気量は対応する建具のそれを下回らないものとする。</p> <p>施工室内部仕上げは、別表「設計計画表」によるものとする。</p>	<p>3.5 換気方式</p> <p>3.6 単一ダクト換気方式</p> <p>3.6.1 給気ダクト</p> <p>3.6.2 排気ダクト</p> <p>3.6.3 消音</p> <p>3.6.4 給排気口</p>	<p>a 換気方式は、単一ダクト換気方式又は個別分散換気方式とする。</p> <p>b 換気方式の適用にあたっては、建物の用途、地域、規模、同一時間帯に使用する施工室の配置状況、増築等既存換気方式との接続方法、ダクトの設置による天井高さへの影響及び機器の維持管理等を総合的に考慮検討の上、決定するものとする。</p> <p>a 給気は、機械室内に設けた送風機より外気を取り入れダクトを経て施工室内に送風する。</p> <p>b 排気は、施工室の排気ガラリから廊下より自然排気の上、廊下ガラリからダクトを経て送風機により屋外に排気する。</p> <p>c 換気系統は、用途、使用時間帯等により区分するものとし、空調調和（以下「空調」という。）設備を有する施設にあっては、空調系統との整合を図る。</p> <p>給気ダクトは、原則として亜鉛鉄板製（JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」）に規定する亜鉛鉄板製をいう。以下同じ。）の低速ダクトとし、必要箇所に防火ダンパー、防煙ダンパー又は風量調節ダンパーを設けるものとする。また、屋外にあっては、原則として鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造の壁体で囲むものとする。</p> <p>a 排気ダクトは、原則として屋内は亜鉛鉄板製とし、屋外は鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とする。</p> <p>b 排気ダクトには、必要に応じてロックウール吸音材又はグラスウール吸音材を内張りした通気路90度以上の屈曲を有する消音部を取り付けるものとする。</p> <p>消音装置は、セル形等の消音器及び吸音材の内張りとする。使用吸音材は、ロックウール吸音材又はグラスウール吸音材とし、強風により飛散しないものとする。</p> <p>a 給気口は、原則としてユニバーサル形とし、気流方向の調整が自在であるものとする。</p> <p>b ガラリ排気口は、原則として出入口建具又は施工室の廊下側の壁体に設置するものとする。</p> <p>c 消音自然排気口は、ロックウール吸音材又はグラスウール吸音材を内張りした180度以上の屈曲する通気路を有する箱形とし、施工室の廊下側の壁体に設置するものとする。</p> <p>d 給排気口は、騒音、振動を少なくするとともに、室内気流分布を考慮して位置及び個数を定めるものとする。</p>	<p>4. 空調計画</p> <p>4.1 室内温湿度条件</p> <p>4.2 温・冷熱源</p> <p>4.3 単一ダクト空調方式</p> <p>4.3.1 送風方式</p> <p>4.3.2 空調用ダクト</p> <p>4.4 個別分散空調方式</p>	<p>II 防音工事標準仕様書</p> <p>1. 総 則</p> <p>1.1 適用範囲</p> <p>1.2 設計図書の優先順位</p> <p>1.3 防音量等の測定に対する協力</p> <p>2. 材 料 規 格</p> <p>2.1 吸音材料等</p> <p>2.2 せつこうボード</p> <p>2.3 合 板</p> <p>2.4 せん孔合板</p> <p>2.5 掲示板用壁紙</p>																																																																			
工事種別	名 称																																																																																			
1 級 工 事	防衛省 1級 防音工事																																																																																			
2 級 工 事	防衛省 2級 防音工事																																																																																			
3 級 工 事	防衛省 3級 防音工事																																																																																			
4 級 工 事	防衛省 4級 防音工事																																																																																			
<p>2.1 所要防音量</p> <p>2.3 遮音構成計画</p> <p>2.3 建具の遮音</p>	<p>2. 防音計画</p> <p>各工事種別の防音量は次表のとおりとし、125Hzから4,000Hzまでのオクターブバンドの中心周波数における内外音圧レベル差の平均値とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>工事種別</th> <th>防音量</th> </tr> <tr> <td>1 級 工 事</td> <td>35 dB以上</td> </tr> <tr> <td>2 級 工 事</td> <td>30 "</td> </tr> <tr> <td>3 級 工 事</td> <td>25 "</td> </tr> <tr> <td>4 級 工 事</td> <td>20 "</td> </tr> </table> <p>騒音防止を必要とする対象室（以下「施工室」という。）の所在する様を遮音構成上の1区画となるよう計画する。</p> <p>開口部の設計及び建具の選定に当たっては、開口部の占める面積、建具の構造等を十分検討する。</p> <p>各種建具の遮音量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>建 具 別</th> <th>遮 音 量 (平均値)</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>金属製一部二重気密建具(可動部(10)、固定部(10+5))</td> <td>35dB以上</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>金属製一部二重気密建具(可動部(8)、固定部(5+5))</td> <td>33 "</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>区分4の金属製気密建具(5)と木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)の二重壁、建具間吸音層付</td> <td>33 "</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>金属製気密建具(5)</td> <td>28 "</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>金属製気密建具(5)</td> <td>25 "</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>金属製普通建具(3)</td> <td>18 "</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>木製気密建具(3)</td> <td>15 "</td> </tr> </table> <p>備考：1 ()内の数値はガラス厚で単位はmm。 2 遮音量は、125Hzから4,000Hzまでの1/3オクターブバンドの中心周波数における音響透過損失の平均とする。</p> <p>また、金属製一部二重気密建具及び金属製気密建具(5)については、JIS A 1416「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」に基づく試験結果の音響透過損失値が次表の遮音性能曲線を下回らないものとする。ただし、区分1及び2の建具にあっては、1,250Hz以上の各周波数における音響透過損失値が遮音性能曲線の数値を下回る場合、その差の合計が6 dB以下のときは、差し支えないものとする。</p>	工事種別	防音量	1 級 工 事	35 dB以上	2 級 工 事	30 "	3 級 工 事	25 "	4 級 工 事	20 "	区分	建 具 別	遮 音 量 (平均値)	1	金属製一部二重気密建具(可動部(10)、固定部(10+5))	35dB以上	2	金属製一部二重気密建具(可動部(8)、固定部(5+5))	33 "	3	区分4の金属製気密建具(5)と木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)の二重壁、建具間吸音層付	33 "	4	金属製気密建具(5)	28 "	5	金属製気密建具(5)	25 "	6	金属製普通建具(3)	18 "	7	木製気密建具(3)	15 "	<p>3.1 必要換気量及び必要外気量</p> <p>3.2 排気量</p> <p>3.3 空気清浄方式</p> <p>3.4 吸出音</p>	<p>a 学校、専修学校、保育所、福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、児童自立支援施設、身体障害者福祉センター、職業能力開発校、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（以下「教育関係施設」という。）の施工室における必要換気量及び必要外気量は、20m³/h以上とする。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に定める特定建築物に該当する施設については、同法に規定される基準によるものとする。</p> <p>b 病院、診療所、助産所、保健所、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、教護施設、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター及び母子健康センター（以下「医療関係施設」という。）の施工室における必要換気量及び必要外気量は、一般社団法人日本医療福祉設備協会規格「病院設備設計ガイドライン（空調設備編）」の「部門別各室条件一覧表」における最少風量のめやすによるものとする。</p> <p>排気量（単独強制排気装置がある場合には、これによる排気量相対分を含む。）は、必要外気量に見合う量となるよう計画するものとする。</p> <p>a 空気清浄方式は、原則としてエアフィルターによるものとする。</p> <p>b エアフィルターの形式は自動巻取形又はパネル形とし、集塵効率率は重量法（A F 1）の測定において70%以上とする。ただし、ファンコイルユニット、パッケージ型空調機及び3.7.1.cに規定する防音型空調換気装置に装備するエアフィルターについては、製造メーカーの仕様によることとする。</p> <p>c パネル形は、JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するアルミニウム板製又は鋼板製（防錆処理を施したJIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板製をいう。以下同じ。）の枠の内面にろ材を納めたもので、風圧によってろ材が容易に変形しないろ材支持材を備えたものとし、寸法は原則として500mm X 500mmとする。取付枠は防錆処理を施した鋼板製又はJIS G 3192「熱間圧延鋼板の形状、寸法、質量及びその許容差」に規定する形鋼製で堅固に製作し、着脱容易な構造とする。また、必要に応じて洗浄装置を設置することができる。</p> <p>吸出口における騒音値は、水平に1 m離れた点から1.2m下（吸出口が床から3 m以上の位置にあるときは、床から1.8m）の位置において、原則として次の値を超えないものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">教育関係施設</td> <td>図書室、医務室、保健室及びこれに類する室</td> <td>4 0 dB(A)</td> </tr> <tr> <td>その他の施工室</td> <td>4 5 dB(A)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療関係施設</td> <td>医師勤務室、学習指導室、集會室、会議室、事務室及びこれに類する室</td> <td>4 5 dB(A)</td> </tr> <tr> <td>その他の施工室</td> <td>4 0 dB(A)</td> </tr> </table>	教育関係施設	図書室、医務室、保健室及びこれに類する室	4 0 dB(A)	その他の施工室	4 5 dB(A)	医療関係施設	医師勤務室、学習指導室、集會室、会議室、事務室及びこれに類する室	4 5 dB(A)	その他の施工室	4 0 dB(A)	<p>3.7 個別分散換気方式</p> <p>3.7.1 外壁の開口部等の防音処理</p> <p>3.7.2 屋内側給・排気口の消音</p> <p>a 給排気は、コンクリート面を貫通するダクト引き換気装置により行い、同装置は、壁・天井等を利用して有効な換気ができる場所に設置する。</p> <p>b 換気装置は、熱交換エレメントを組み込んだ静止型全熱交換器を使用するものとし、温度交換効率は換気運転時において70%以上とする。</p> <p>a 外壁の遮音性能の低下を防ぐため静止型全熱交換器の屋外側（熱交換エレメント収納部を基準として外に面している方をいう。以下同じ。）給気ダクト及び排気ダクトにロックウール吸音材又はグラスウール吸音材を内張りした180度以上の屈曲する通気路を有する亜鉛めっき鋼板の消音ボックスを取り付けるものとする。</p> <p>b 静止型全熱交換器の屋外側給気ダクト及び排気ダクト部分に125Hzにおいて8 dB以上、500Hzにおいて15 dB以上、2,000Hzにおいて24 dB以上の透過損失を有する軟質遮音シートを間隙なく巻くものとする。</p> <p>c 防音処理を施した静止型全熱交換器（以下「防音型空調換気装置」という。）等の防音性能を確認するため、必要に応じて防音効果測定を実施するものとする。</p> <p>屋内側（熱交換エレメント収納部を基準として室内に面している方をいう。以下同じ。）給・排気ダクト及び屋内側給・排気口には、給・排気音を押さえるための有効な消音ダクト、消音ボックス等を取り付けるものとする。</p>	<p>5. 機械室の防音防振計画</p> <p>騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定に基づき都道府県知事が定める規制基準（同条第2項の規定に基づき市町村が条例で規制基準を定める場合には当該基準）に適合するよう、空調機、送風機等の防音・防振の措置を施すとともに、必要に応じ、機械室の防音を行うものとする。</p>	<p>2.1 吸音材料等</p> <p>2.2 せつこうボード</p> <p>2.3 合 板</p> <p>2.4 せん孔合板</p> <p>2.5 掲示板用壁紙</p> <p>ロックウール吸音材、ロックウール化軽質吸音材、グラスウール吸音材、吸音用あなまきせつこうボードはJISA6301「吸音材料」の規格品とし、次に適合するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>密 度 kg/m³</th> <th>厚 さ mm</th> <th>吸 音 率</th> <th>適 用</th> </tr> <tr> <td>ロックウール吸音材</td> <td>ロックウール吸音材</td> <td>40</td> <td>25</td> <td>0.7W</td> </tr> <tr> <td>ロックウール化軽質吸音材</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>0.5W</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グラスウール吸音材</td> <td>グラスウール吸音材</td> <td>18</td> <td>40</td> <td>0.7W</td> </tr> <tr> <td>グラスウール化軽質吸音材</td> <td>グラスウール化軽質吸音材</td> <td>48</td> <td>40</td> <td>0.9W</td> </tr> <tr> <td>吸音用あなまきせつこうボード</td> <td>48-22</td> <td>—</td> <td>9.5</td> <td>騒音低減率1/4.0</td> </tr> </table> <p>注：吸音率は、JIS A 6301 4.2の「吸音率による区分」による。</p> <p>せつこうボードは、JIS A 6901「せつこうボード製品」の規格品とし、次表に適合するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>材 料</th> <th>厚 さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>せつこうボード</td> <td>9.5</td> </tr> </table> <p>合板は、合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定する普通合板で、接着の程度は2類、樹種はラワン又はなしとし、厚さ5.5mm以上のものとする。</p> <p>a せん孔合板は、2.3に定める合板にせん孔したものとする。 b せん孔合板は、孔内面に敷断層を残さずあなけ状態が良好なものとする。 c 開孔率は、5%以上とする。</p> <p>掲示板用壁紙は、JISA6921「壁紙」の規格品とし、掲示板用のものである。</p>	種 類	密 度 kg/m ³	厚 さ mm	吸 音 率	適 用	ロックウール吸音材	ロックウール吸音材	40	25	0.7W	ロックウール化軽質吸音材	—	9	0.5W		グラスウール吸音材	グラスウール吸音材	18	40	0.7W	グラスウール化軽質吸音材	グラスウール化軽質吸音材	48	40	0.9W	吸音用あなまきせつこうボード	48-22	—	9.5	騒音低減率1/4.0	材 料	厚 さ (mm)	せつこうボード	9.5
工事種別	防音量																																																																																			
1 級 工 事	35 dB以上																																																																																			
2 級 工 事	30 "																																																																																			
3 級 工 事	25 "																																																																																			
4 級 工 事	20 "																																																																																			
区分	建 具 別	遮 音 量 (平均値)																																																																																		
1	金属製一部二重気密建具(可動部(10)、固定部(10+5))	35dB以上																																																																																		
2	金属製一部二重気密建具(可動部(8)、固定部(5+5))	33 "																																																																																		
3	区分4の金属製気密建具(5)と木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)の二重壁、建具間吸音層付	33 "																																																																																		
4	金属製気密建具(5)	28 "																																																																																		
5	金属製気密建具(5)	25 "																																																																																		
6	金属製普通建具(3)	18 "																																																																																		
7	木製気密建具(3)	15 "																																																																																		
教育関係施設	図書室、医務室、保健室及びこれに類する室	4 0 dB(A)																																																																																		
	その他の施工室	4 5 dB(A)																																																																																		
医療関係施設	医師勤務室、学習指導室、集會室、会議室、事務室及びこれに類する室	4 5 dB(A)																																																																																		
	その他の施工室	4 0 dB(A)																																																																																		
種 類	密 度 kg/m ³	厚 さ mm	吸 音 率	適 用																																																																																
ロックウール吸音材	ロックウール吸音材	40	25	0.7W																																																																																
ロックウール化軽質吸音材	—	9	0.5W																																																																																	
グラスウール吸音材	グラスウール吸音材	18	40	0.7W																																																																																
グラスウール化軽質吸音材	グラスウール化軽質吸音材	48	40	0.9W																																																																																
吸音用あなまきせつこうボード	48-22	—	9.5	騒音低減率1/4.0																																																																																
材 料	厚 さ (mm)																																																																																			
せつこうボード	9.5																																																																																			
<p>特記事項</p>	<p>(株) エム・ピー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101 代表取締役 松尾 真也 一級建築士 大臣登録第223559号</p>			<p>工 事 名 称 福童第5地区学習等共用施設改修工事</p>	<p>図 面 名 称 防音工事標準仕様書-1</p> <p>縮尺 製 図 年 月 日 2015年08月 所 長 検 図 作 図</p>																																																																															

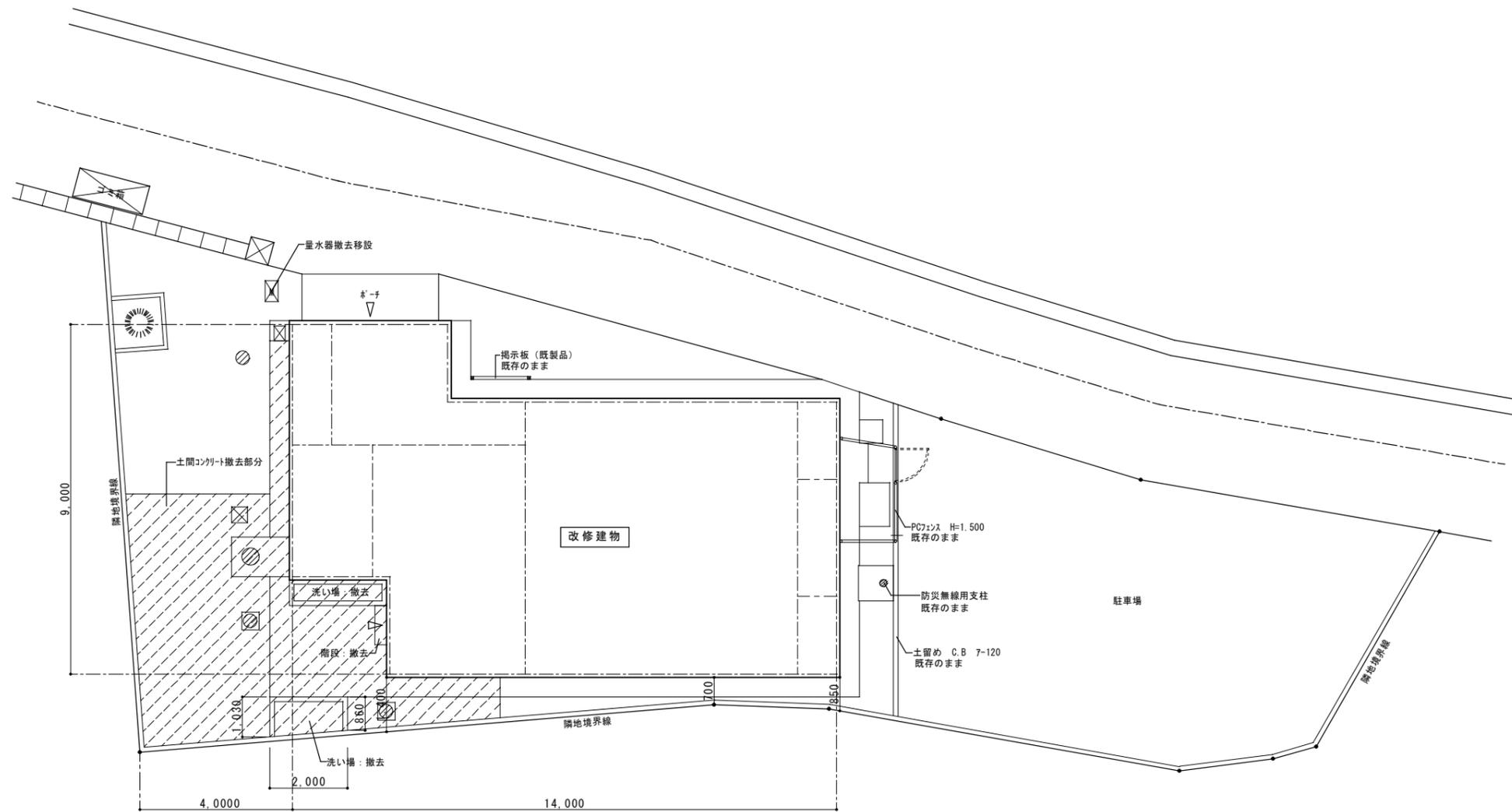
<p>3.1 本工事</p> <p>3.1.1 壁網織組</p> <p>3.2 金属製建具工事</p> <p>3.2.1 材料</p> <p>3.2.2 加工及び表面処理</p> <p>3.2.3 金具</p> <p>3.2.4 性能</p>	<p>3. 工事仕様</p> <p>吸音用あなきせつこうボード、合板、せん孔合板の下の壁網織組は、原則として45mm×45mmの重木材を455mm間隔に水平に取り付け、垂直に45mm×45mm/2の貫材を455mm間隔に表面をそろえて組むものとする。壁網織のコンクリート壁への添付け工法は、「建築工事監理指針(下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)の壁及び天井下地に関する事項によるものとする。</p> <p>金属製気密建具に使用する材料は、次表に掲げる規格に適合するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>鋼製気密建具</td> <td>種、戸及びアンカー</td> <td>鋼</td> <td>JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」JIS G 3131「熱間圧延鋼板及び鋼帯」及びJIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定する形鋼及び鋼板又はこれらにりん酸塩その他の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板で、亜鉛の最少付着量は両面で120g/m²以上のもの。 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板にJIS H 9610「電気亜鉛めっき」に規定するE₉₆/Z₁₂以上の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」及びJIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板上記に適合するもの。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ステンレス鋼</td> <td>JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。 JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム合金製気密建具</td> <td>枠及び戸</td> <td>アルミニウム合金</td> <td>JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」に規定するA5053S。 JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>枠及び戸の補助材料</td> <td>アルミニウム合金</td> <td>JIS H 4100に規定するA6063S。 JIS H 4000に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ステンレス鋼</td> <td>JIS G 4305に規定するSUS304。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>鋼</td> <td>JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐蝕を起こさないように表面処理をしたもの。 JIS G 3302に規定する鋼板で、亜鉛最少付着量は両面で120 g/m²以上のもの。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アンカー</td> <td>鋼</td> <td>JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐蝕を起こさないように表面処理をしたもの。</td> </tr> </table> <p>金属製気密建具の加工及び表面処理は、JIS A 4702「ドアセット」又はJIS A 4706「サッシ」に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>a 鋼製気密建具の切断、溶接、ビス止め等の材料準備箇所は、ジंकリッチペイントなどにより処理し、JIS K 5629「船舶カルシウムさび止めペイント」に規定する塗料又はこれらと同等以上のさび止め性能を有する塗料2回塗りとする。</p> <p>b アルミニウム合金製気密建具の被膜処理は、JIS H 8602「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗膜被膜」に規定する被膜の種類B又はこれらと同等以上の性能をもつ表面処理施すものとする。</p> <p>金属製気密建具に使用する付属金具は、見え掛り部は材質をJIS H 5120「鋼及び鋼合金鋼物」に規定する黄銅鋼物、JIS H 5301「亜鉛合金ダイカスト」に規定する亜鉛合金ダイカスト又はJIS H 5302「アルミニウム合金ダイカスト」に規定するアルミニウム合金ダイカストとし、JIS H 8617「ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき」に規定するニッケルクロムめっきを施すものとする。</p> <p>特に、摩擦運動の激しい部分は、JIS H 3250「鋼及び鋼合金の棒」に規定するC2600、C2700又はC2800の鋼合金、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼材」に規定するS45C又はS48Cの焼入鋼又はJIS G 4303「ステンレス鋼棒」又はJIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304のステンレス鋼を使用するものとする。</p> <p>取り付けねじ類は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G 4308「ステンレス鋼線材」、JIS G 4314「ばね用ステンレス鋼線」若しくはJIS G 4315「冷間圧延用ステンレス鋼線」に規定するステンレス鋼又はニッケルクロムめっきを施したJIS G 3505「軟鋼線材」に規定する軟鋼線材を使用するものとする。</p> <p>なお、アルミニウム合金製気密建具に使用するねじ類等には、接触腐蝕を起こさない材料を使用するか又は表面処理を施したものを使用するものとする。</p> <p>なお、防火設備に使用する引き寄せハンドル及び受にステンレス鋼を使用する場合は、JIS G 5121「ステンレス鋼棒鋼品」に規定するステンレス鋼棒鋼品とする。</p> <p>金属製気密建具の性能は、JIS A 4702又はJIS A 4706に定める耐風圧性の等級S-5以上、気密性の等級A-4及び水密性の等級W-5以上に適合するものとする。</p>	鋼製気密建具	種、戸及びアンカー	鋼	JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」JIS G 3131「熱間圧延鋼板及び鋼帯」及びJIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定する形鋼及び鋼板又はこれらにりん酸塩その他の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板で、亜鉛の最少付着量は両面で120g/m ² 以上のもの。 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板にJIS H 9610「電気亜鉛めっき」に規定するE ₉₆ /Z ₁₂ 以上の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」及びJIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板上記に適合するもの。			ステンレス鋼	JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。 JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。	アルミニウム合金製気密建具	枠及び戸	アルミニウム合金	JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」に規定するA5053S。 JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。		枠及び戸の補助材料	アルミニウム合金	JIS H 4100に規定するA6063S。 JIS H 4000に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。			ステンレス鋼	JIS G 4305に規定するSUS304。			鋼	JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐蝕を起こさないように表面処理をしたもの。 JIS G 3302に規定する鋼板で、亜鉛最少付着量は両面で120 g/m ² 以上のもの。		アンカー	鋼	JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐蝕を起こさないように表面処理をしたもの。	<p>3.2.5 気密機構</p> <p>a 金属製気密建具の気密機構は、建具の可動部に設けた2個の引き寄せハンドルとこれに連動する縦に隠れた連動棒により、建具を密閉に固定できる構造とする。</p> <p>建具の固定箇所は閉鎖時において、可動部の高さが1.2m未満のものにあつては4箇所、1.2m以上のもの及び1.2m未満でも気密保持のため特に必要なものにあつては6箇所とする。</p> <p>ただし、区分5の金属製気密建具の気密機構は、引き寄せハンドルとこれに連動する縦に隠れた連動棒により、建具を密閉に固定する構造とするか、又は閉鎖時戻し試験(JIS A 1550「サッシの閉鎖時戻し試験方法」)に規定する閉鎖操作に、クレセントが掛かる状態まで建具を閉じる条件を追加したものを用いる。)等による試験報告書等で遮音性能を長期間保たせることが確認されたものとする。</p> <p>b 金属製気密押接建具は、押接口として必要な機能を有するとともに、可動部2箇所以上で引き寄せ固定できる機構とする。</p> <p>c 金属製気密出入口建具の気密機構は、内外より操作及び施設が可能なレバーハンドルに連動する縦に隠れたグレモン棒により、建具を出入り口枠に固定できる構造とし、建具の固定箇所は、閉鎖時において、開口部にあつては3箇所以上、引き戸にあつては6箇所以上、両引き戸にあつては9箇所とする。</p> <p>なお、グレモン棒は、建具の開閉時において、原則として作動しない機構とする。また、両開き戸については、片方の扉は上げ及び必要に応じてレバーハンドルを設ける。</p> <p>d 金属製気密建具の枠と可動部のすき間は、有効なパッキングにより、四周が完全に密着して気密性が十分保てる構造とする。</p> <p>e 金属製気密出入口建具で両面フラッシュの場合には、表面板の厚さを各々1.6mm以上とし、框及び表面板内部にロックウール吸音材又はグラスウール吸音材を充填する。</p> <p>3.2.6 建具回りのモルタル充填</p> <p>建具回りのモルタル充填は、内外から十分に行うものとする。また、くつづり、下枠等のモルタル充填の困難な箇所は、あらかじめ裏面に鉄線等を取り付けておき、モルタル詰めを行った後、建具等を取り付けるものとする。</p> <p>3.3 木製建具工事</p> <p>3.3.1 材料</p> <p>木製気密建具に使用する樹種は、杉、ひのき、ラワン等で狂いの少ない乾燥材とする。</p> <p>3.3.2 製作</p> <p>a 木製気密建具の見込寸法は、窓建具は33mm以上、出入口建具は36mm以上とし、戸当たり部分は押しやくりを施すものとする。</p> <p>b 木製気密建具は、框回りに必要以上のすき間が生じることのないよう、原寸実測により製作するものとする。</p> <p>c 木製気密出入口建具でフラッシュドアとする場合には、表面板の厚さが5.5mm以上とし、框戸とする場合には、鏡板の厚さが9mm以上の合板とする。</p> <p>なお、樹種は、ラワン又はしなとする。</p> <p>3.3.3 気密締金具</p> <p>a 気密締金具は、引違い木製気密建具を単純な動作により左右に2mm程度、召合せ部分において前後に3mm以上移動させる機構を有するものとする。</p> <p>b 材料は、鋳金製とし、特に摩耗の激しい部分は、焼入鋼を使用するものとする。</p> <p>c 気密締金具は、作動によって木製気密建具の戸当たり及び召合せ部分が完全に密着するよう位置に、無理の生じないように取り付けるものとする。</p> <p>3.3.4 気密パッキング</p> <p>気密パッキングは、植毛ゴム又はこれと同等以上のゴムパッキングとする。植毛用繊維はビスコース又はナイロンを使用し、容易に脱毛しないものとし、温度変化、飽水等に特に耐久性の大きいものとする。</p> <p>3.3.5 気密パッキング取り付け</p> <p>a 気密パッキングは、木製気密建具にあつては、戸当たり及び召合せ部分は施設しない状態においてすき間を生じないよう下框部分は施設した状態においてすき間を生じないようまた木製気密出入口建具にあつては、戸当たり、召合せ及び下框部分とも施設しない状態においてすき間が生じないように取り付けるものとする。</p> <p>b 植毛ゴムパッキングの取り付けは、接着部分全面に接着剤を塗布した上押え金により取り付けるものとする。</p> <p>3.4 ガラス工事</p> <p>3.4.1 ガラス止め</p> <p>a 鋼製気密建具にあつては、シーリング材、アルミニウム合金製建具にあつては、シーリング材又はガスケット止めとし、気密性が十分保てるようにはめ込むものとする。</p> <p>b 木製気密建具にあつては、撥パテのうえ、パテ止め又はパテ鋼によるはめ込みとする。</p> <p>3.4.2 工法</p> <p>シーリング材の充填は、クッション材を敷込み、ガラスをみぞの中央に保ち行う。特に、ハンドルの裏側の部分は注意して充填する。</p>	<p>3.5 内装工事</p> <p>3.5.1 グラスウール吸音ボード張り</p> <p>グラスウール吸音ボードは、システム天井により張り上げるものとする。</p> <p>3.5.2 成型板張り</p> <p>ロックウール化粧吸音板、厚さ9.5mmのせっこうボードを下地として張り上げるものとする。</p> <p>3.5.3 下地合板張り</p> <p>提示板用壁装材下地とする場合の合板張りは、突付けにより継ぎ目が平滑になるようにし、釘は頭つぶしの上、合板表面を損傷しないように打ち付けるものとする。</p> <p>3.5.4 提示板用壁装材張り</p> <p>提示板用壁装材張りは、下地合板の継ぎ目を平滑にし、釘頭はニス等で防錆処理をする。下地合板全面にシーラー等であく止め処理をし、継ぎ目をパテ処理の上、斑、しわ等のないよう張り上げるものとする。</p> <p>3.6 雑工事</p> <p>3.6.1 建具間吸音層</p> <p>a 建具間吸音層は、外壁に設けるものとし、内外建具間隔は250mmから300mm程度とするものとする。</p> <p>b コンクリート面に接して設ける場合以外は、厚さ9.5mmのせっこうボードを下地とし、その上に厚さ25mmのロックウール吸音材又は厚さ40mmのグラスウール吸音材を張り、表面には2.4に規定するせん孔合板を張るものとする。</p> <p>3.6.2 消音自然排気口</p> <p>a 消音自然排気口は、厚さ9.5mmのせっこうボードを、木材を骨子として、空気の入出口を除きすき間なく張り、内面に厚さ25mmのロックウール吸音材又は厚さ40mmのグラスウール吸音材を#20程度の亀甲金網で押さえ取り付けるものとする。</p> <p>b 空気の入出口には、排気量を考慮して適切なルーバーを設けるものとする。ルーバーは脱着可能な構造とする。</p> <p>3.6.3 ガラリ排気口</p> <p>施工室に設けるガラリ排気口は、排気量を考慮して適切なルーバーを設けるものとする。</p>	<p>別表設計面表</p> <p>① 教育関係施設(鉄筋コンクリート造等)設計面基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>工事種別</th> <th>1級工事</th> <th>2級工事</th> <th>3級工事</th> <th>4級工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">開口部</td> <td>施工室～外部</td> <td>区分4の金属製気密建具(5)十建具間吸音層十木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)</td> <td>区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)十建具間吸音層十木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)</td> <td>区分4の金属製気密建具(5)</td> <td>区分5の金属製気密建具(5)</td> <td>金属製普通建具(3)</td> </tr> <tr> <td>施工室～廊下</td> <td>木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)</td> <td colspan="4">普通仕上げ</td> </tr> <tr> <td>廊下～外部</td> <td>区分4の金属製気密建具(5)</td> <td>区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)十建具間吸音層十木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)</td> <td>区分4の金属製気密建具(5)</td> <td>区分5の金属製気密建具(5)</td> <td>金属製普通建具(3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">天井</td> <td>一般教室 特別教室 管理講堂 オーディンスペース</td> <td colspan="4">せっこうボード(9.5)十ロックウール化粧吸音板(9)。ただし、講堂においては、グラスウール吸音ボード(40)仕上げとして差し支えない。また、養教きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。</td> </tr> <tr> <td>廊下</td> <td>平せっこうボード(9.5)十ロックウール化粧吸音板(9)</td> <td>吸音用あなきせつこうボード(9.5)(周部平せっこうボード(9.5))</td> <td colspan="2">普通仕上げ</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>一般教室 特別教室</td> <td>小壁 中壁 腰壁</td> <td colspan="3">せん孔合板(5.5)若しくは吸音用あなきせつこうボード(9.5)。ただし、養教きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。 合板(5.5)十提示板用壁紙。ただし、養教きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。 普通仕上げ。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柱・はり型</td> <td>管理講堂壁</td> <td colspan="4">普通仕上げ。</td> </tr> <tr> <td>廊下壁</td> <td colspan="4">普通仕上げ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">換気</td> <td>給気</td> <td colspan="4">送風機による強制給気</td> </tr> <tr> <td>排気</td> <td>原則として、消音排気口により廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て排風機により屋外へ排気</td> <td colspan="3">原則として、ガラリにより廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て排風機により屋外へ排気</td> </tr> <tr> <td>空除</td> <td colspan="4">冷却除湿方式とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調湿</td> <td>温度保持</td> <td colspan="4">原則として温風暖房方式とする。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="4">正面風板側は、特別の場合を除き管材料又は工法を用いない。 天井吸音材は、はり型を除外した部分に取り付ける。 柱型、小壁については、工場成型品以外の軟質材料を使用しない。 施工室又は廊下と外部に接する壁体は、原則として鉄筋コンクリート150mm(仕上げを含む厚さ)以上とする。 施工室と廊下間の壁が木造等の場合には、せっこうボード(9.5)を張り立てる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 表中建具の区分は、1の2の2.3建具の遮音量の表中の区分を示す。 2 表中()内数字は、建具にあつてはガラスの厚さを、その他の材料にあつてはその厚さを示す。(単位はmm)</p> <p>② 医療関係施設(鉄筋コンクリート造等)設計面基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>工事種別</th> <th>1級工事</th> <th>2級工事</th> <th>3級工事</th> <th>4級工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">開口部</td> <td>外部開口部</td> <td>区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)十建具間吸音層十木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)</td> <td>区分4の金属製気密建具(5)</td> <td>区分5の金属製気密建具(5)</td> <td>金属製普通建具(3)</td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td colspan="4">平せっこうボード(9.5)十ロックウール化粧吸音板(9)。ただし、養教きの施工室及び手術室、レントゲン室等の特殊な室は、普通仕上げとして差し支えない。</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td colspan="4">普通仕上げ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">換気</td> <td>給気</td> <td colspan="4">送風機による強制給気</td> </tr> <tr> <td>排気</td> <td>原則として、ガラリ等により廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て、排風機により屋外へ排気</td> <td colspan="3">原則として、ガラリ等により廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て、排風機により屋外へ排気</td> </tr> <tr> <td>空除</td> <td colspan="4">冷却除湿方式とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調湿</td> <td>温度保持</td> <td colspan="4">原則として温風暖房方式とする。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="4">天井吸音材は、はり型を除外した部分に取り付ける。 柱型、小壁については、工場成型品以外の軟質材料を使用しない。 施工室又は廊下と外部に接する壁体は、原則として鉄筋コンクリート150mm(仕上げを含む厚さ)以上とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 表中建具の区分は、1の2の2.3建具の遮音量の表中の区分を示す。 2 表中()内数字は、建具にあつてはガラスの厚さを、その他の材料にあつてはその厚さを示す。(単位はmm)</p>	施工箇所	工事種別	1級工事	2級工事	3級工事	4級工事	開口部	施工室～外部	区分4の金属製気密建具(5)十建具間吸音層十木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)十建具間吸音層十木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分4の金属製気密建具(5)	区分5の金属製気密建具(5)	金属製普通建具(3)	施工室～廊下	木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	普通仕上げ				廊下～外部	区分4の金属製気密建具(5)	区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)十建具間吸音層十木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分4の金属製気密建具(5)	区分5の金属製気密建具(5)	金属製普通建具(3)	天井	一般教室 特別教室 管理講堂 オーディンスペース	せっこうボード(9.5)十ロックウール化粧吸音板(9)。ただし、講堂においては、グラスウール吸音ボード(40)仕上げとして差し支えない。また、養教きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。				廊下	平せっこうボード(9.5)十ロックウール化粧吸音板(9)	吸音用あなきせつこうボード(9.5)(周部平せっこうボード(9.5))	普通仕上げ		壁	一般教室 特別教室	小壁 中壁 腰壁	せん孔合板(5.5)若しくは吸音用あなきせつこうボード(9.5)。ただし、養教きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。 合板(5.5)十提示板用壁紙。ただし、養教きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。 普通仕上げ。			柱・はり型	管理講堂壁	普通仕上げ。				廊下壁	普通仕上げ				換気	給気	送風機による強制給気				排気	原則として、消音排気口により廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て排風機により屋外へ排気	原則として、ガラリにより廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て排風機により屋外へ排気			空除	冷却除湿方式とする。				調湿	温度保持	原則として温風暖房方式とする。				その他	正面風板側は、特別の場合を除き管材料又は工法を用いない。 天井吸音材は、はり型を除外した部分に取り付ける。 柱型、小壁については、工場成型品以外の軟質材料を使用しない。 施工室又は廊下と外部に接する壁体は、原則として鉄筋コンクリート150mm(仕上げを含む厚さ)以上とする。 施工室と廊下間の壁が木造等の場合には、せっこうボード(9.5)を張り立てる。				施工箇所	工事種別	1級工事	2級工事	3級工事	4級工事	開口部	外部開口部	区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)十建具間吸音層十木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分4の金属製気密建具(5)	区分5の金属製気密建具(5)	金属製普通建具(3)	天井	平せっこうボード(9.5)十ロックウール化粧吸音板(9)。ただし、養教きの施工室及び手術室、レントゲン室等の特殊な室は、普通仕上げとして差し支えない。				壁	普通仕上げ				換気	給気	送風機による強制給気				排気	原則として、ガラリ等により廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て、排風機により屋外へ排気	原則として、ガラリ等により廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て、排風機により屋外へ排気			空除	冷却除湿方式とする。				調湿	温度保持	原則として温風暖房方式とする。				その他	天井吸音材は、はり型を除外した部分に取り付ける。 柱型、小壁については、工場成型品以外の軟質材料を使用しない。 施工室又は廊下と外部に接する壁体は、原則として鉄筋コンクリート150mm(仕上げを含む厚さ)以上とする。			
鋼製気密建具	種、戸及びアンカー	鋼	JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」JIS G 3131「熱間圧延鋼板及び鋼帯」及びJIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定する形鋼及び鋼板又はこれらにりん酸塩その他の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板で、亜鉛の最少付着量は両面で120g/m ² 以上のもの。 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板にJIS H 9610「電気亜鉛めっき」に規定するE ₉₆ /Z ₁₂ 以上の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」及びJIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板上記に適合するもの。																																																																																																																																																														
		ステンレス鋼	JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。 JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。																																																																																																																																																														
アルミニウム合金製気密建具	枠及び戸	アルミニウム合金	JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」に規定するA5053S。 JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。																																																																																																																																																														
	枠及び戸の補助材料	アルミニウム合金	JIS H 4100に規定するA6063S。 JIS H 4000に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。																																																																																																																																																														
		ステンレス鋼	JIS G 4305に規定するSUS304。																																																																																																																																																														
		鋼	JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐蝕を起こさないように表面処理をしたもの。 JIS G 3302に規定する鋼板で、亜鉛最少付着量は両面で120 g/m ² 以上のもの。																																																																																																																																																														
	アンカー	鋼	JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐蝕を起こさないように表面処理をしたもの。																																																																																																																																																														
施工箇所	工事種別	1級工事	2級工事	3級工事	4級工事																																																																																																																																																												
開口部	施工室～外部	区分4の金属製気密建具(5)十建具間吸音層十木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)十建具間吸音層十木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分4の金属製気密建具(5)	区分5の金属製気密建具(5)	金属製普通建具(3)																																																																																																																																																											
	施工室～廊下	木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	普通仕上げ																																																																																																																																																														
	廊下～外部	区分4の金属製気密建具(5)	区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)十建具間吸音層十木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分4の金属製気密建具(5)	区分5の金属製気密建具(5)	金属製普通建具(3)																																																																																																																																																											
天井	一般教室 特別教室 管理講堂 オーディンスペース	せっこうボード(9.5)十ロックウール化粧吸音板(9)。ただし、講堂においては、グラスウール吸音ボード(40)仕上げとして差し支えない。また、養教きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。																																																																																																																																																															
	廊下	平せっこうボード(9.5)十ロックウール化粧吸音板(9)	吸音用あなきせつこうボード(9.5)(周部平せっこうボード(9.5))	普通仕上げ																																																																																																																																																													
	壁	一般教室 特別教室	小壁 中壁 腰壁	せん孔合板(5.5)若しくは吸音用あなきせつこうボード(9.5)。ただし、養教きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。 合板(5.5)十提示板用壁紙。ただし、養教きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。 普通仕上げ。																																																																																																																																																													
柱・はり型	管理講堂壁	普通仕上げ。																																																																																																																																																															
	廊下壁	普通仕上げ																																																																																																																																																															
換気	給気	送風機による強制給気																																																																																																																																																															
	排気	原則として、消音排気口により廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て排風機により屋外へ排気	原則として、ガラリにより廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て排風機により屋外へ排気																																																																																																																																																														
	空除	冷却除湿方式とする。																																																																																																																																																															
調湿	温度保持	原則として温風暖房方式とする。																																																																																																																																																															
	その他	正面風板側は、特別の場合を除き管材料又は工法を用いない。 天井吸音材は、はり型を除外した部分に取り付ける。 柱型、小壁については、工場成型品以外の軟質材料を使用しない。 施工室又は廊下と外部に接する壁体は、原則として鉄筋コンクリート150mm(仕上げを含む厚さ)以上とする。 施工室と廊下間の壁が木造等の場合には、せっこうボード(9.5)を張り立てる。																																																																																																																																																															
施工箇所	工事種別	1級工事	2級工事	3級工事	4級工事																																																																																																																																																												
開口部	外部開口部	区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)十建具間吸音層十木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分4の金属製気密建具(5)	区分5の金属製気密建具(5)	金属製普通建具(3)																																																																																																																																																												
	天井	平せっこうボード(9.5)十ロックウール化粧吸音板(9)。ただし、養教きの施工室及び手術室、レントゲン室等の特殊な室は、普通仕上げとして差し支えない。																																																																																																																																																															
	壁	普通仕上げ																																																																																																																																																															
換気	給気	送風機による強制給気																																																																																																																																																															
	排気	原則として、ガラリ等により廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て、排風機により屋外へ排気	原則として、ガラリ等により廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て、排風機により屋外へ排気																																																																																																																																																														
	空除	冷却除湿方式とする。																																																																																																																																																															
調湿	温度保持	原則として温風暖房方式とする。																																																																																																																																																															
	その他	天井吸音材は、はり型を除外した部分に取り付ける。 柱型、小壁については、工場成型品以外の軟質材料を使用しない。 施工室又は廊下と外部に接する壁体は、原則として鉄筋コンクリート150mm(仕上げを含む厚さ)以上とする。																																																																																																																																																															
<p>特記事項</p>	<p>(株) エム・ピー・アイ 一級建築士事務所 みやこ営業所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101</p> <p>代表取締役 松尾 真也 一級建築士 大臣登録第223559号</p> <p>工事名称 稲童第5地区区学習等供用施設改修工事</p> <p>図面名称 防音工事 標準仕様書-2</p> <p>製図年月日 2015年08月</p> <p>縮尺 所長 検図 作図</p> <p>A-07</p>																																																																																																																																																																



案内図 (広域)

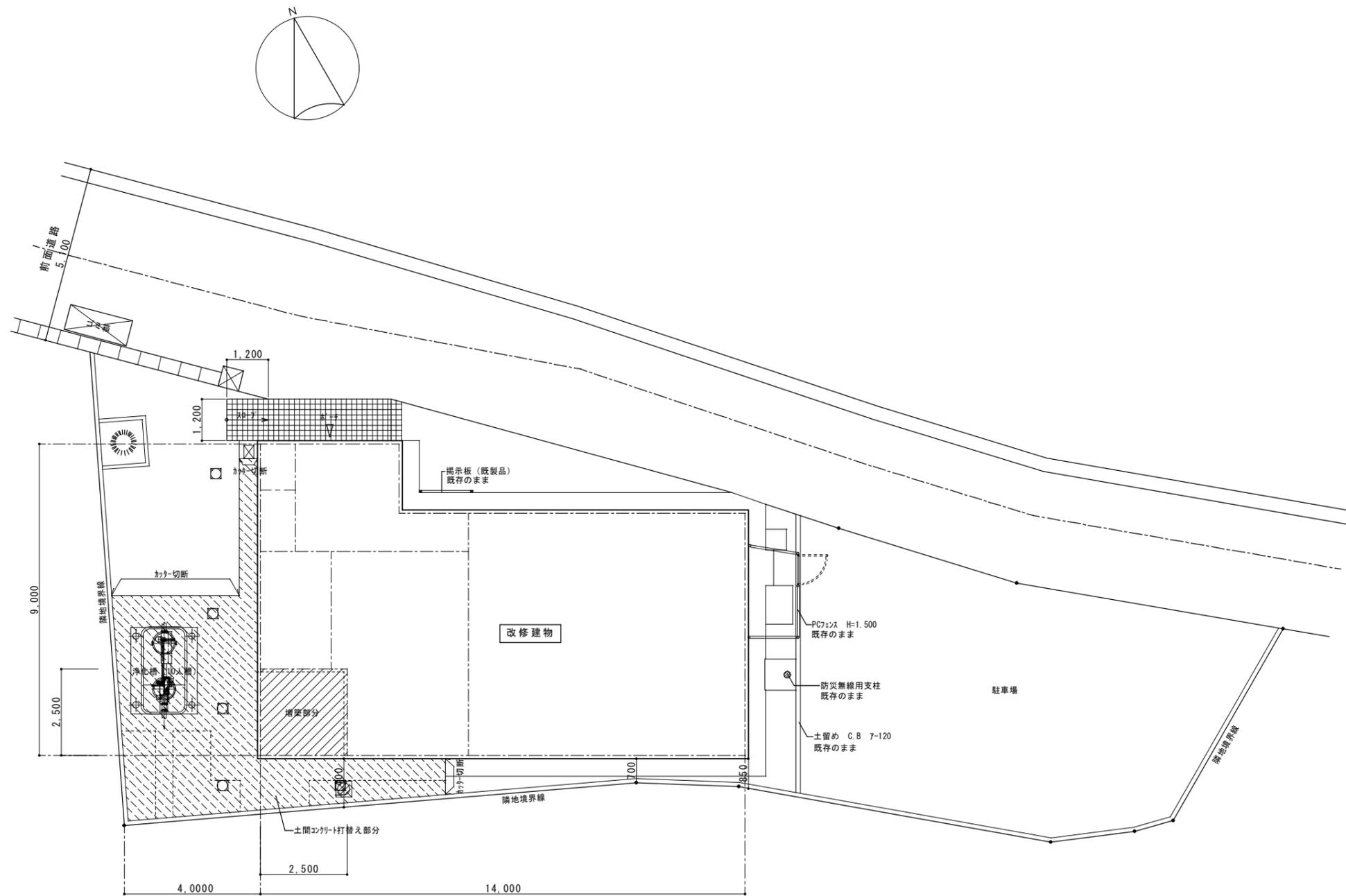


付近見取り図



改修前・配置図 S=1/100

特記事項		(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101 代表取締役 松尾 真也 一級建築士 大臣登録第223559号	工事名称 稲童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 改修前配置図	縮尺 S=1/100	製図年月日 2017年 9月		
						所長	検図	作図



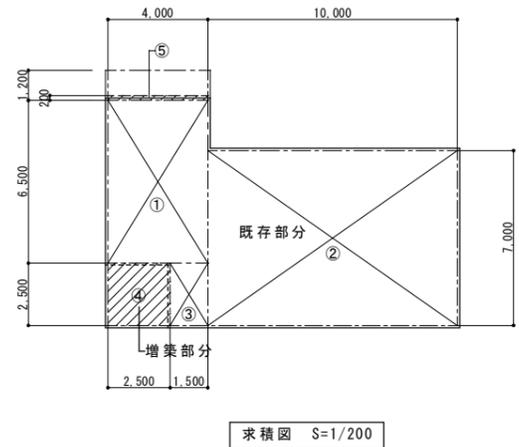
改修後・配置図 S=1/100

特記事項		<p>(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101</p>	<p>工事名称 稲童第5地区学習等供用施設改修工事</p>	<p>図面名称 改修後・配置図</p>	<p>縮尺 S=1/100</p>	製図年月日 2017年 9月		
						所長	検図	作図

工事概要			外部仕上表					
工事名称	稲童第5地区学習等供用施設改修工事		巾木	改修前	モルタル金コテ	屋根	改修前	露出アスファルト防水 (C-2) 下地: 均しモルタル7-30 高圧水洗浄10~15MPa
工事場所	福岡県行橋市大字稲童2532番地1		巾木	改修後	既存のまま		改修後	平場部: シート防水 (SM-2) 7-1.5 機械固定 立上り部: シート防水 (SM-2) 機械固定
敷地面積	—		外壁	改修前	モルタル刷毛引き 外装薄塗材吹付 (リシン) 高圧水洗浄30MPa	庇	改修前	防水モルタル金コテ押え 高圧水洗浄10~15MPa
用途地域	都市計画地域内 指定なし			改修後	下地調整 (一液水性多機能形がワシラー)+防水形外装薄塗材E		改修後	ウレタン塗膜防水 X-2工法
構造規模	R・C造 (壁式構造) 平屋建		軒樋	改修前	横引きドレーン (鋳鉄製)	ポーチ	改修前	磁器質タイル張り 150角: 撤去
床面積	既存面積	増築後面積		改修後	改修用横引きドレーン (鋳鉄製)		改修後	磁器質タイル張り 150角: 新設
	1階	= 99.75 m ²	1階	=106.00 m ²	縦樋	改修前	硬質ポリ塩化ビニル管φ100	
延床面積	= 99.75 m ²	延床面積	=106.00 m ²	改修後		既存のまま	改修後	

内部仕上表

階	室名		床	巾木	腰	壁	天井	天井高	備考	
1階	玄関	改修前	磁器質タイル張り 150角: 撤去	テラゾロック 7-25 H=100		複層塗材E 吹付 ゆず肌 下地 モルタル金コテ	平石膏ボード7-9.5下地: 撤去 ロックウール化粧吸音板7-9: 撤去 軽天下地	2.700		
		改修後	磁器質タイル張り 150角	既存のまま		下地調整 EP-G	平石膏ボード7-9.5下地 ロックウール化粧吸音板7-9 軽天下地	2.700		
	ホール	改修前	長尺塩ビシート張り7-2.5: 撤去	ソフト巾木 H=100: 撤去		複層塗材E 吹付 ゆず肌 下地 モルタル金コテ	平石膏ボード7-9.5下地: 撤去 ロックウール化粧吸音板7-9: 撤去 軽天下地	2.600	下足箱・既存のまま	
		改修後	長尺塩ビシート張り7-2.5	ソフト巾木 H=100		下地調整 EP-G	平石膏ボード7-9.5下地 ロックウール化粧吸音板7-9 軽天下地	2.600	室名札・7mm製 (男子・女子便所) PET樹脂板 W265×H80×D15 2ヶ所	
	集会室・学習室	改修前	畳敷・一部縁甲板張り7-15: 撤去	畳寄せ・雑巾摺: 撤去		内装薄塗材E 砂状シユラ吹付	化粧石膏ボード7-9: 撤去 軽天下地	2.900		
		改修後	天然化粧複合フローリング張り7-15 (表層3mm) 下地: ラワン合板7-12	木製巾木 SOP H=100	ラワン合板7-5.5 SOP H=1.000	穿孔合板7-5.5 (開口率5%以上) SOP	平石膏ボード7-9.5下地 ロックウール化粧吸音板7-9 軽天下地	2.950		
	調理実習室	改修前	長尺塩ビシート張り7-2.5: 撤去	ソフト巾木 H=100: 撤去		陶器質タイル100角	ビニルクロス張: 撤去 下地石膏ボード7-9: 撤去 軽天下地	2.500	流し台・調理実習台・食器棚	
		改修後	長尺塩ビシート張り7-2.5	ソフト巾木 H=100		キッチンパネル貼り7-3.2	ビニルクロス張替え 下地石膏ボード7-12.5 ロックウール化粧吸音板7-9 軽天下地	2.500	流し台・食器棚	
	便所 (女子)	改修前	磁器質タイル張り 47角: 撤去 土間コンクリート打替え			磁器質タイル張り 47角: 撤去 H=1.200	複層塗材E 吹付 ゆず肌 下地 モルタル金コテ	平石膏ボード7-9.5 E.P塗り: 撤去 軽天下地	2.400	小便器1・和風便器1・S・K1・手洗器1 撤去 設備工事
		改修後	長尺塩ビシート貼り7-2.5 (ノスリッパタイプ)	ソフト巾木 H=100		下地モルタル調整の上 EP-G 一部C.B7-100積 モルタル7-30 E.P	下地調整 EP-G	化粧石膏ボード7-9.5	2.400	大風便器2・手洗器1 設備工事
	押入	改修前	ワラン合板7-9: 撤去	雑巾摺り: 撤去			ワラン合板7-5.5: 撤去	ワラン合板7-5.5: 撤去 木製下地		
		改修後	撤去	撤去			撤去	撤去		
	物入	改修前	ワラン合板7-9: 撤去 一部土間コンクリート打替え	雑巾摺り: 撤去			ワラン合板7-5.5: 撤去	ワラン合板7-5.5: 撤去 木製下地		
		改修後	ワラン合板7-9	雑巾摺り			ワラン合板7-5.5	ワラン合板7-5.5		
便所 (男子)	改修前									
	改修後	長尺塩ビシート貼り7-2.5 (ノスリッパタイプ)	ソフト巾木 H=100			ケイカル板張り7-6 EP 下地: ラワン合板7-9	化粧石膏ボード7-9.5	2.400	大風便器1 設備工事	

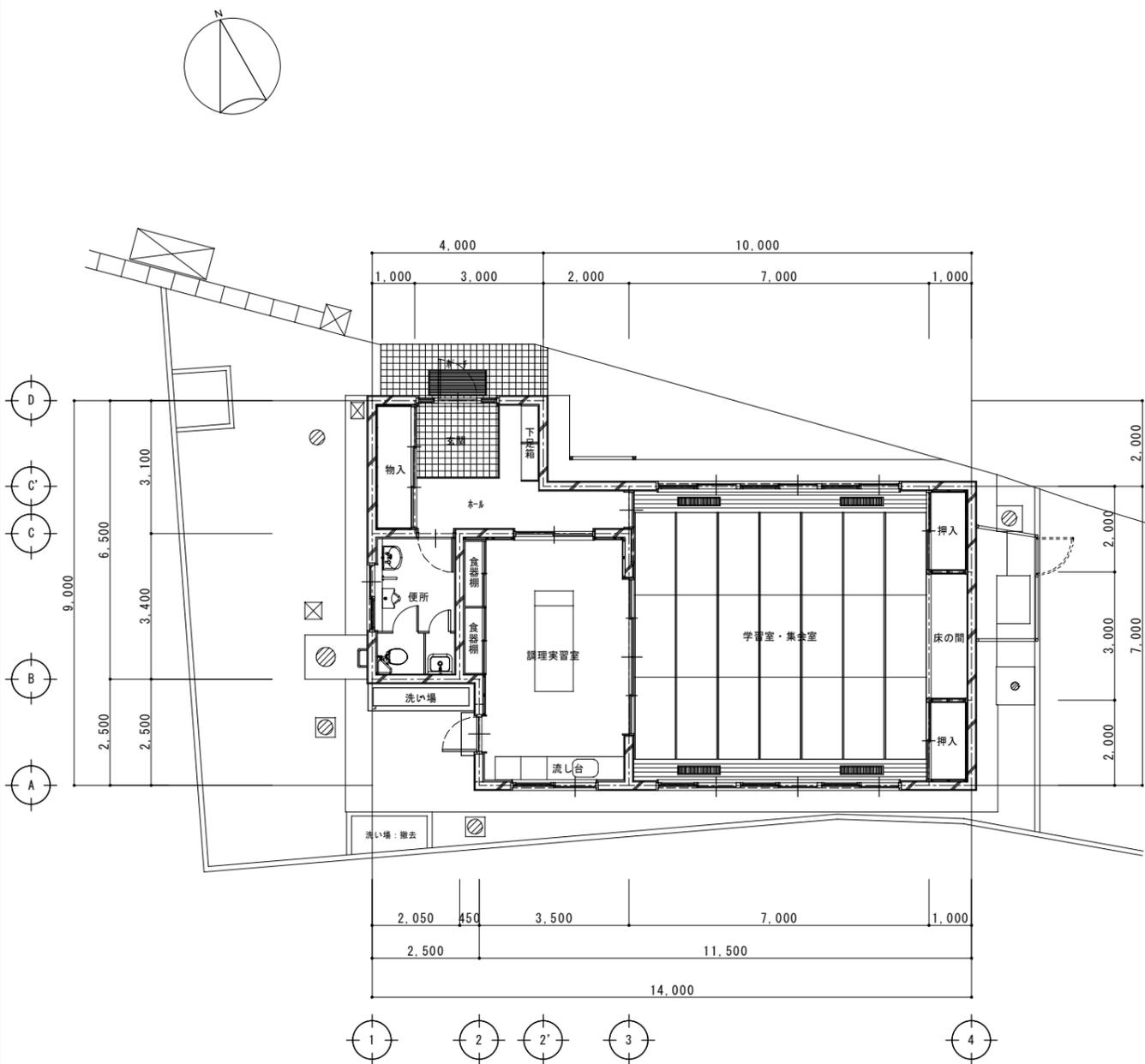


面積表

	既存面積			増築後面積		
	①	②	③	④	⑤	計
床面積	①	4.000 × 6.500	26.00	①	4.000 × 6.500	26.00
	②	10.000 × 7.000	70.00	②	10.000 × 7.000	70.00
	③	1.500 × 2.500	3.75	③	1.500 × 2.500	3.75
				④	2.500 × 2.500	6.25 (増築部分)
		合計	99.75 m ²		合計	106.00 m ²
建築面積				⑤	4.000 × 0.200	0.80
				計	106.00 + 0.80	106.80 m ²

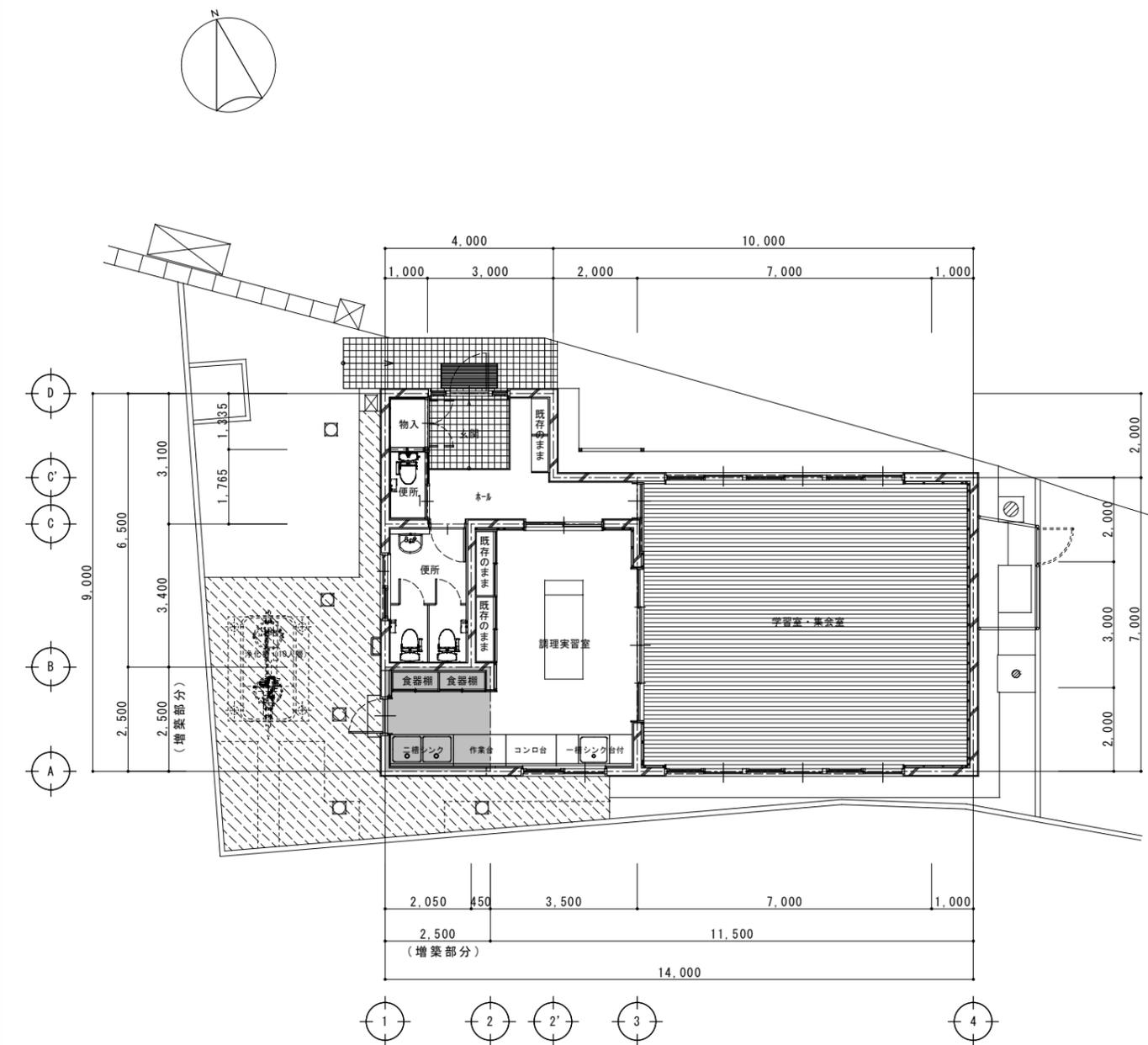
特記事項	(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101	工事名称 稲童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 仕上表・面積表	縮尺 S=1/200	製図年月日 2017年 9月	所長 検 図 作 図

改修前



改修前・平面図 S=1/100

改修後



改修後・平面図 S=1/100

土間コンクリート打替え部分 7-100 F021 S18
 溶接金網 150×150φ6
 グラスファイバー 7-120

特記事項

(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所
 福岡県知事登録第1-20757号
 福岡県行橋市行事8丁目8-10
 TEL 0930-26-1101
 代表取締役 松尾 真也
 一級建築士 大臣登録第223559号

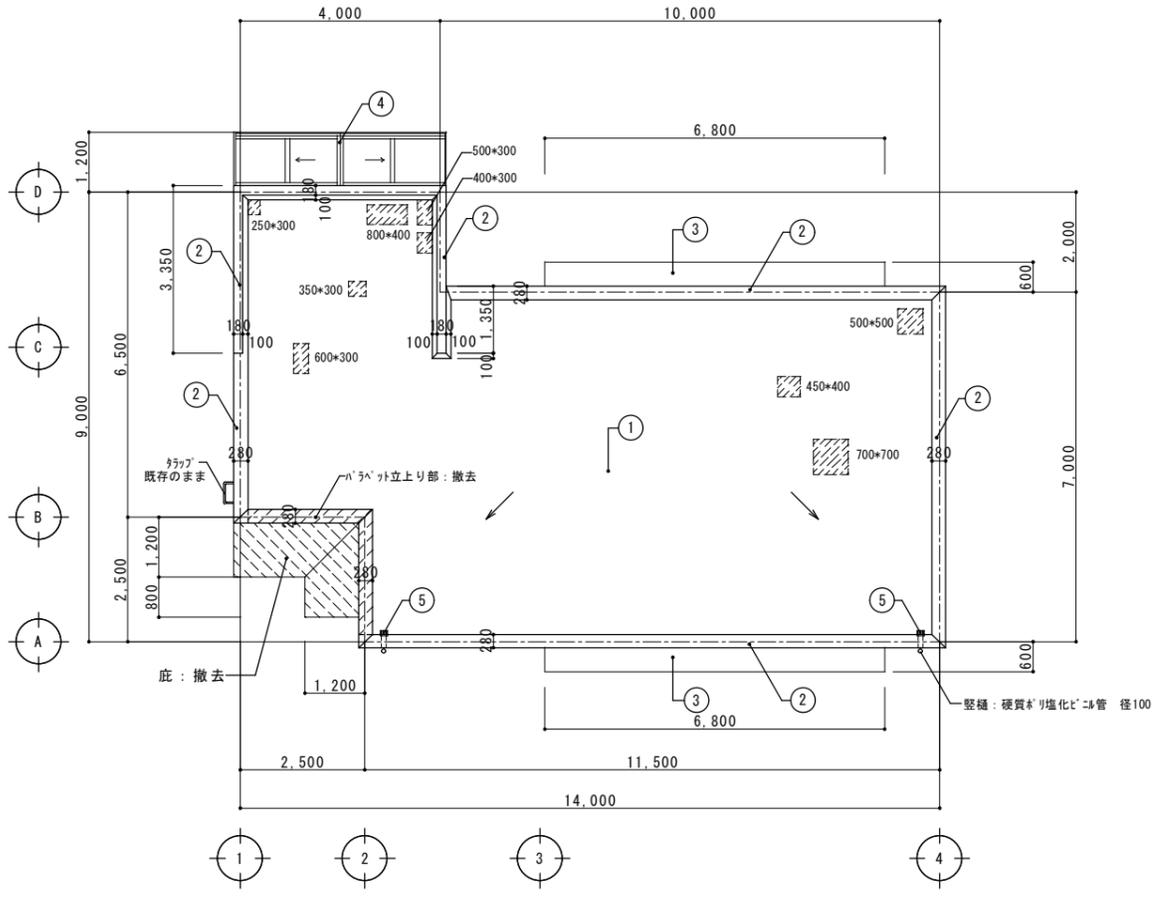
工事名称
 福童第5地区学習等供用施設改修工事

図面名称
 改修前・改修後
 平面図

縮尺
 S=1/100

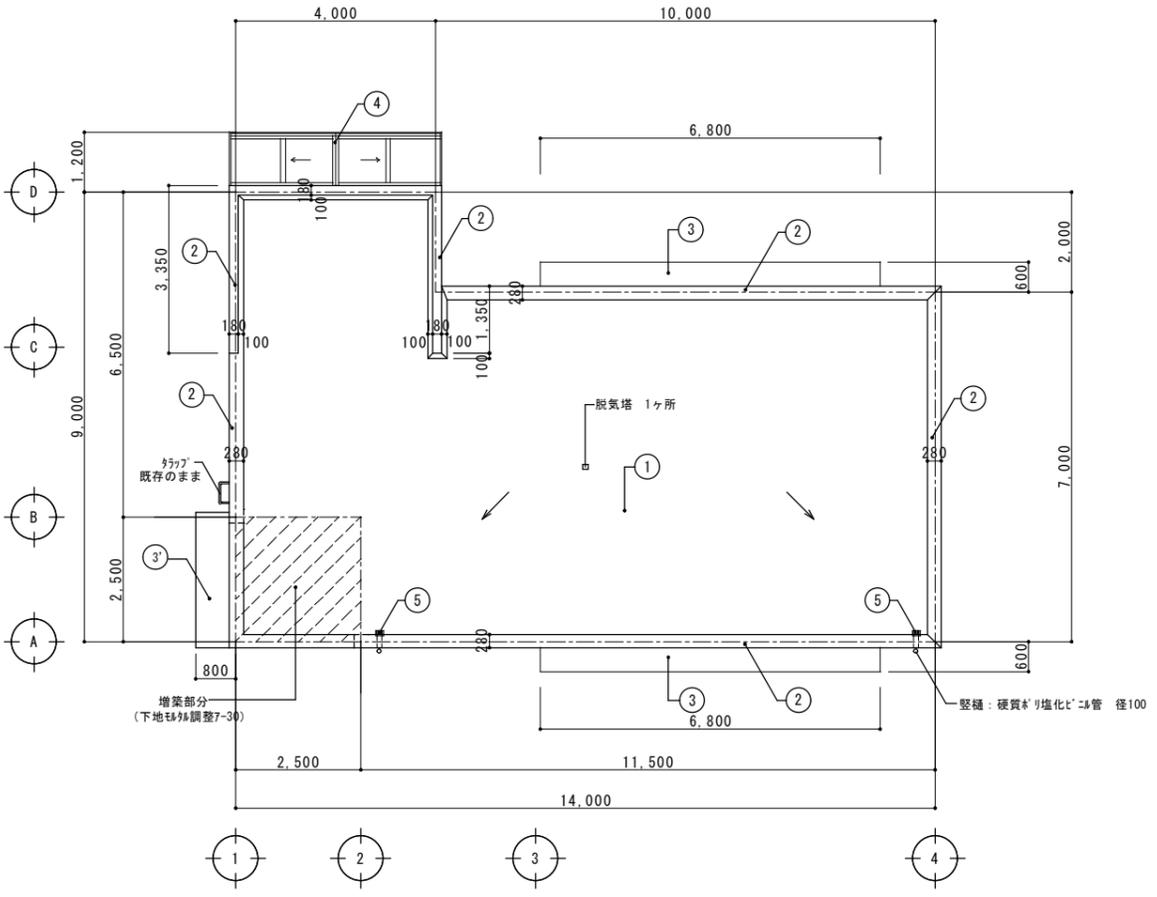
製図年月日			2017年 9月		
所長	検	図	作	図	

改修前



改修前・屋根伏図 S=1/100

改修後

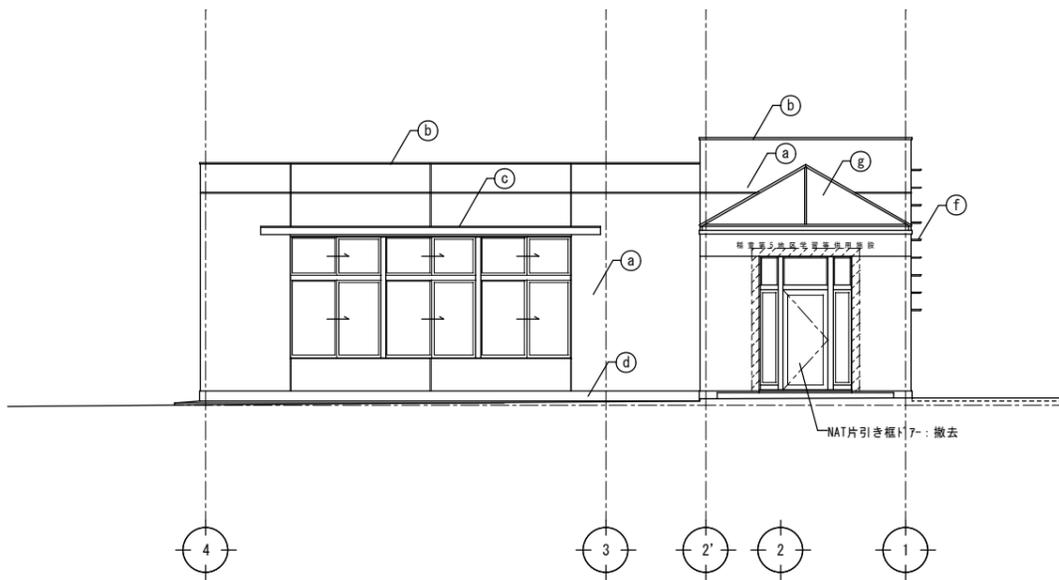


改修後・屋根伏図 S=1/100

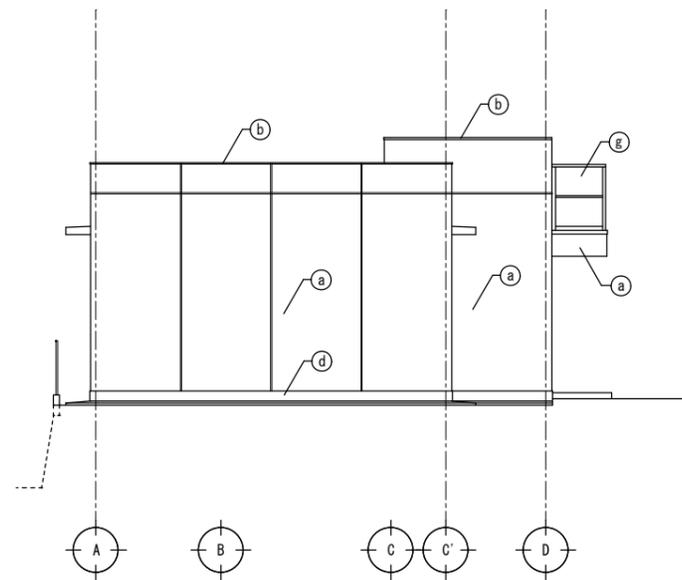
凡例
 露出アスファルト防水浮き部分 (切開の上塗り戻し)

①	屋上・立上り部：露出アスファルト防水 (C-2) 下地：均しモルタルア-30 高圧水洗浄10~15MPa	①	屋上：平面部 シ-ト防水 (S-M2) 7-1.5 機械固定・立上り部 シ-ト防水 (SM-2) 7-1.5 機械固定
②	笠木：防水モルタル金コテ押え 下地調整 高圧水洗浄10~15MPa	②	ハ'ラ'ット：ウレタン系塗膜防水 (X-2工法) 下地調整
③	底：防水モルタル金コテ押え 下地調整 高圧水洗浄10~15MPa	③	底：ウレタン系塗膜防水 (X-2工法) 下地調整
④	アルミ庇：既存のまま 高圧水洗浄10~15MPa	④	アルミ庇：既存のまま
⑤	ドレーン：横引き用 (鋳鉄製)	⑤	ドレーン：改修用横引きドレーン (鋳鉄製) 径100

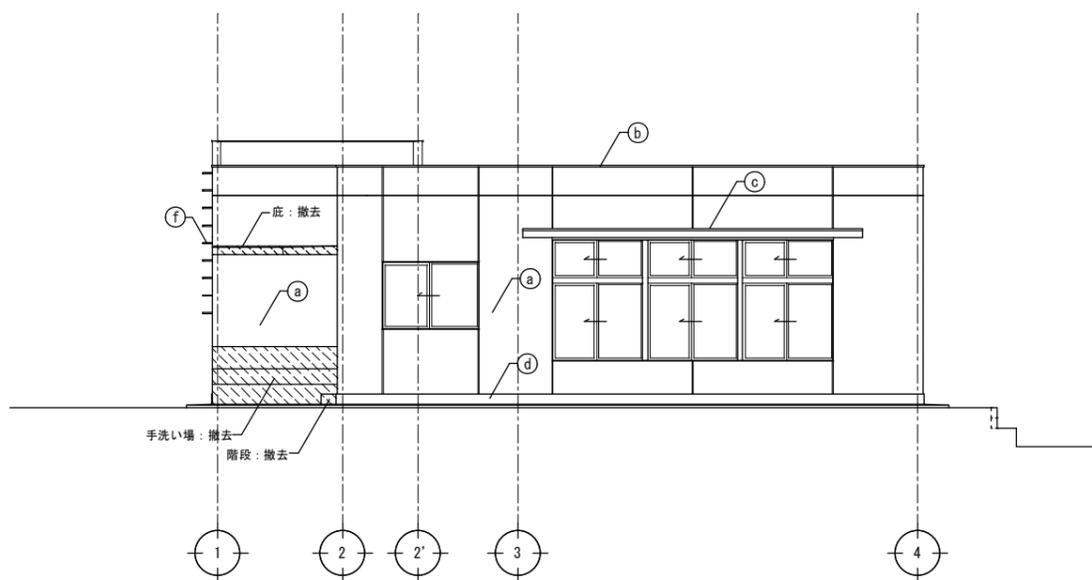
特記事項	(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101	工事名称 稲童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 改修前・改修後 屋根伏図	縮尺 S=1/100	製図年月日 2017年 9月		
					所長	検 図	作 図



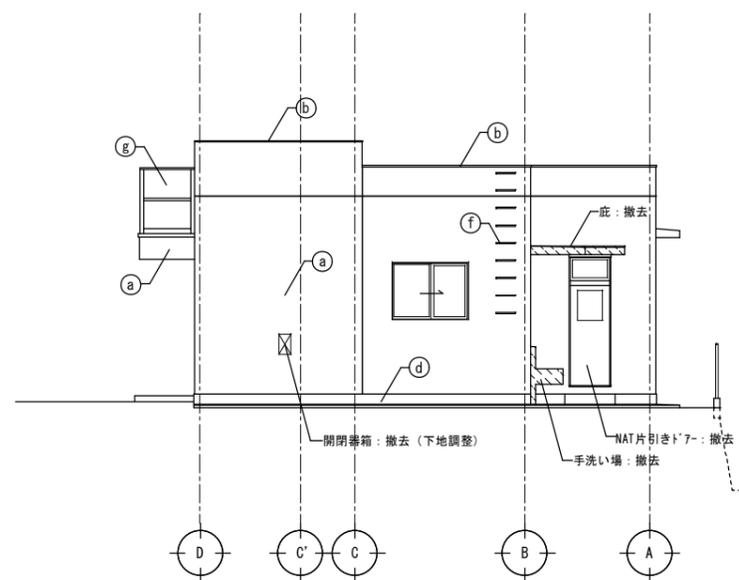
北側 立面図 S=1/100



東側 立面図 S=1/100



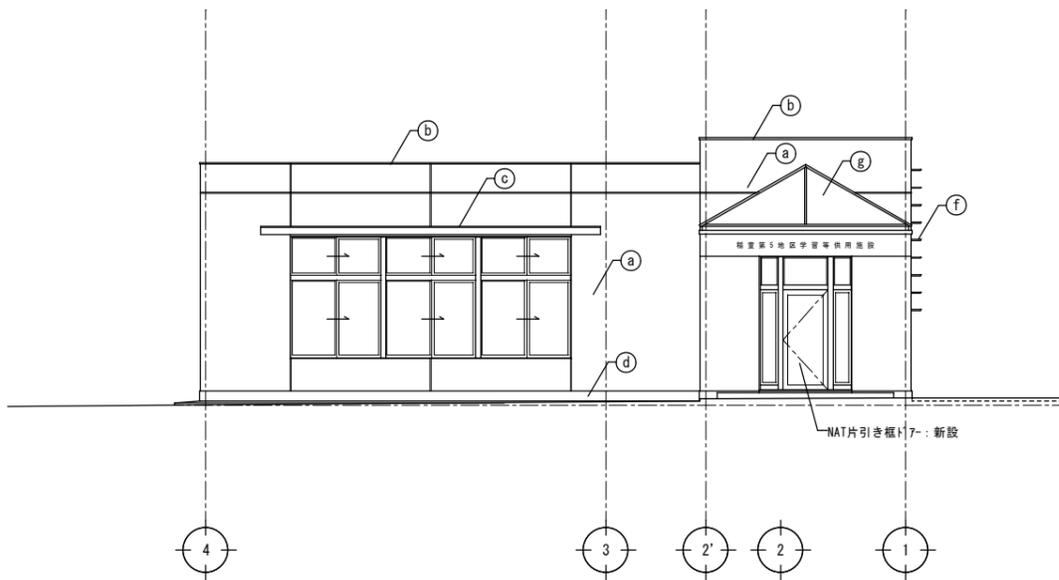
南側 立面図 S=1/100



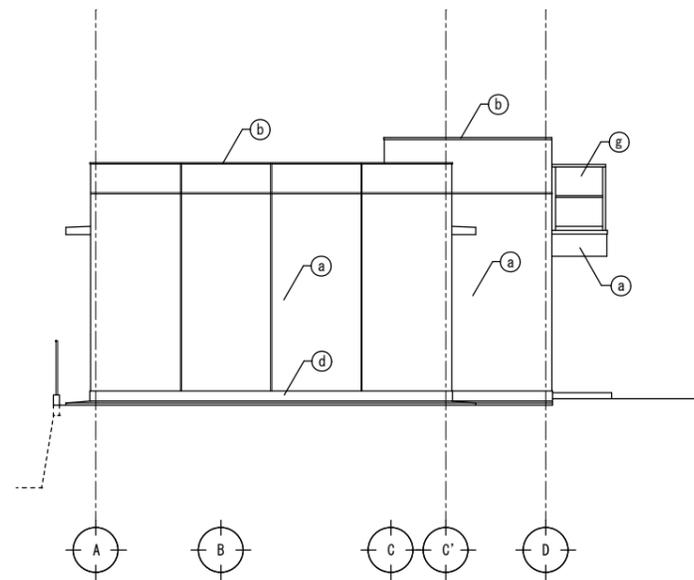
西側 立面図 S=1/100

(a)	外壁: モルタル刷毛引き 外装薄塗材吹付(リシン) 高圧水洗浄30MPa	(f)	ステンスタラップφ19 : 既存のまま
(b)	パラベット: 防水モルタル金コテ押え 高圧水洗浄10~15MPa	(g)	アルミ製庇: 既存のまま 高圧水洗浄10~15MPa
(c)	庇: 防水モルタル金コテ押え 高圧水洗浄10~15MPa		
(d)	巾木: モルタル金コテ押え: 既存のまま		カッター切断及びはつり部分
(e)	縦樋: V.Pφ100: 既存のまま		

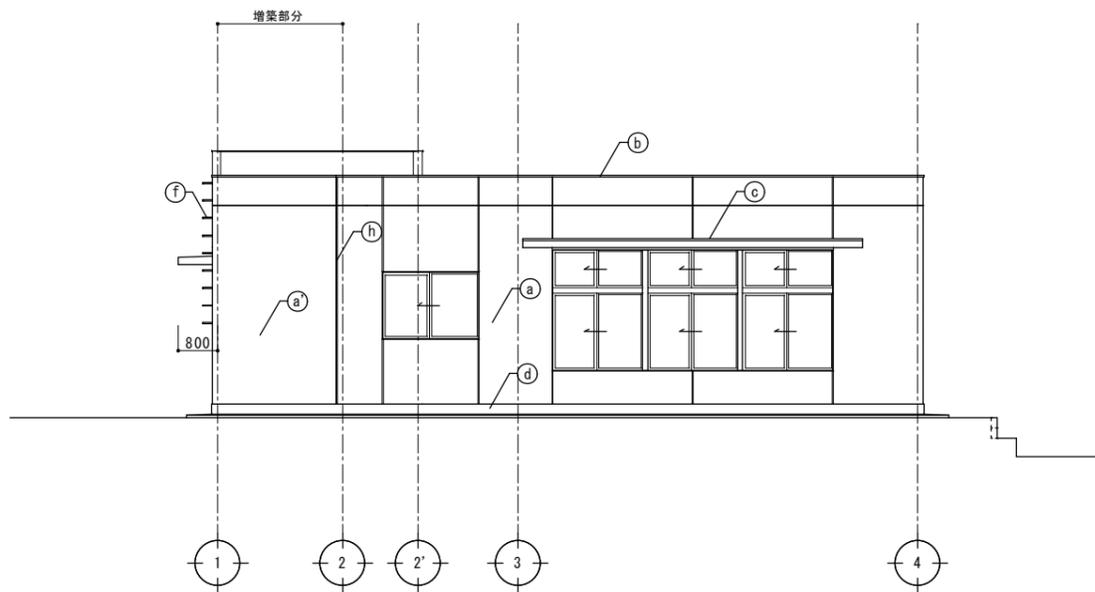
特記事項	(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101 代表取締役 松尾 真也 一級建築士 大臣登録第223559号	工事名称 福童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 改修前 立面図	縮尺 S=1/100	製図年月日	2017年 9月	
					所長	検図	作図



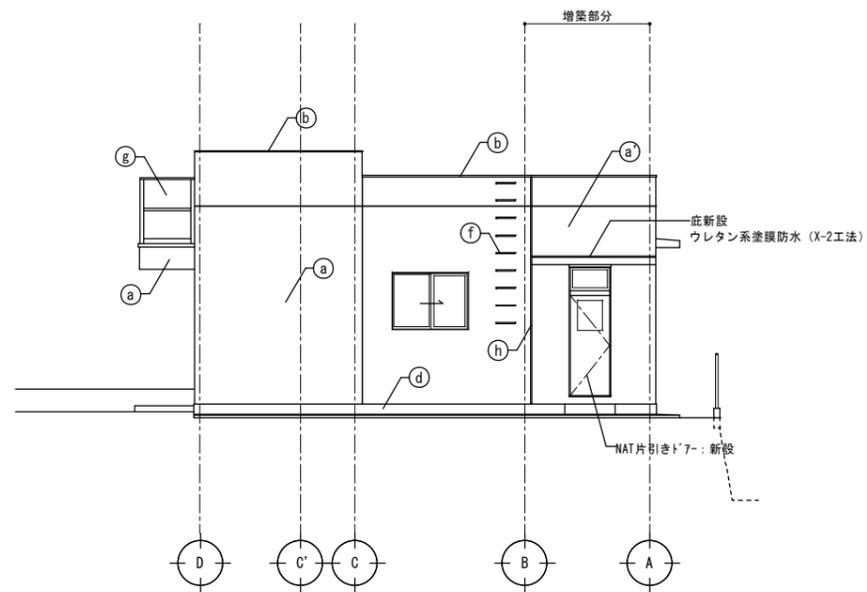
北側 立面図 S=1/100



東側 立面図 S=1/100



南側 立面図 S=1/100



西側 立面図 S=1/100

Ⓐ	外壁：下地調整（一液水性多機能形がオンシーラー） 防水型外装薄塗材E	Ⓔ	縦樋：V.Pφ100：既存のまま
Ⓐ	外壁：コンクリート打ち放し 防水型外装薄塗材E	Ⓕ	ステンスタラップφ19：既存のまま
Ⓑ	パラペット：ウレタン系塗膜防水（X-2工法）：下地調整	Ⓖ	アルミ製庇：既存のまま
Ⓒ	庇：ウレタン系塗膜防水（X-2工法）：下地調整	Ⓖ	打継目地 W=25 シーリング（PU-2）
Ⓓ	巾木：モルタル金コテ押え：既存のまま		

特記事項

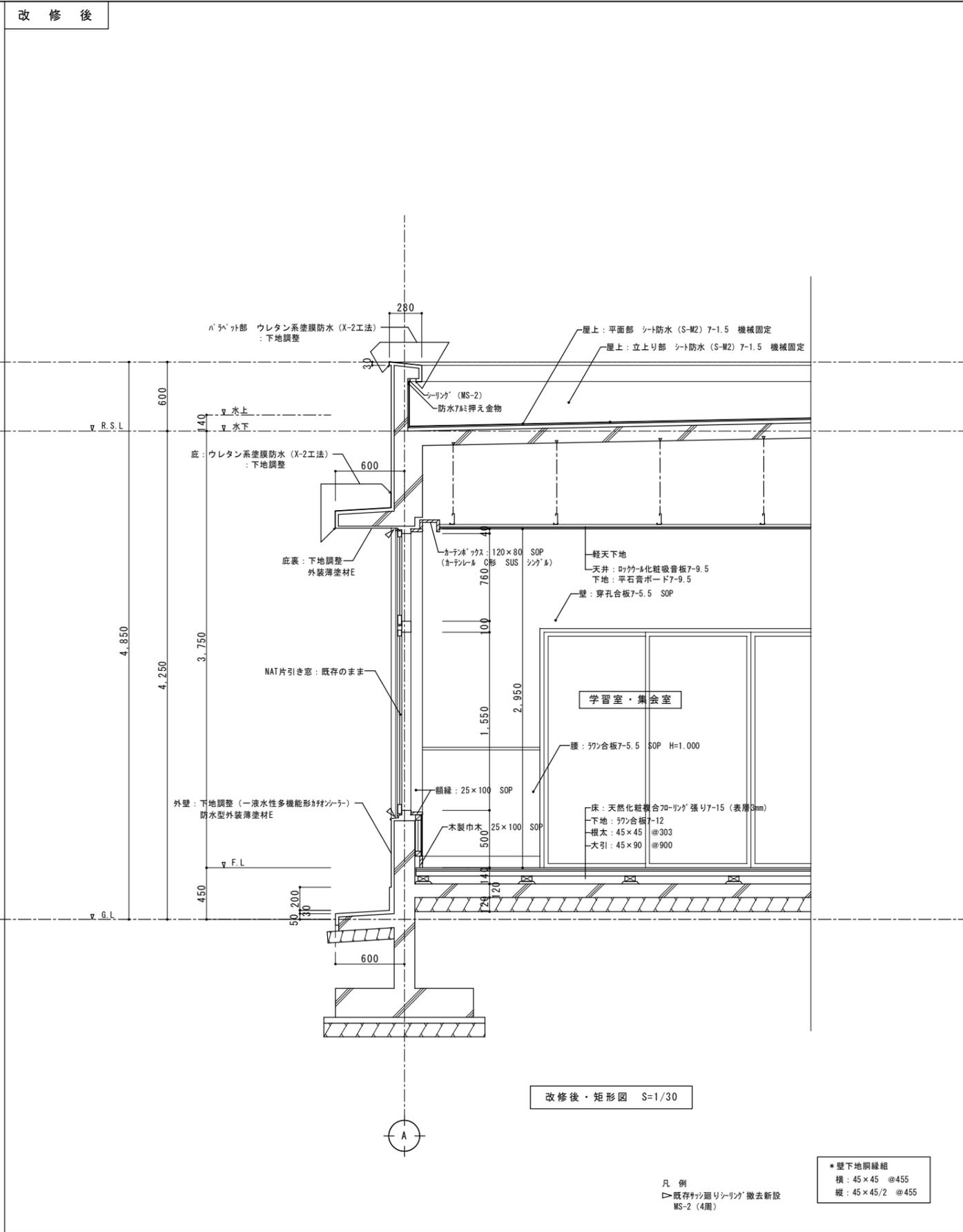
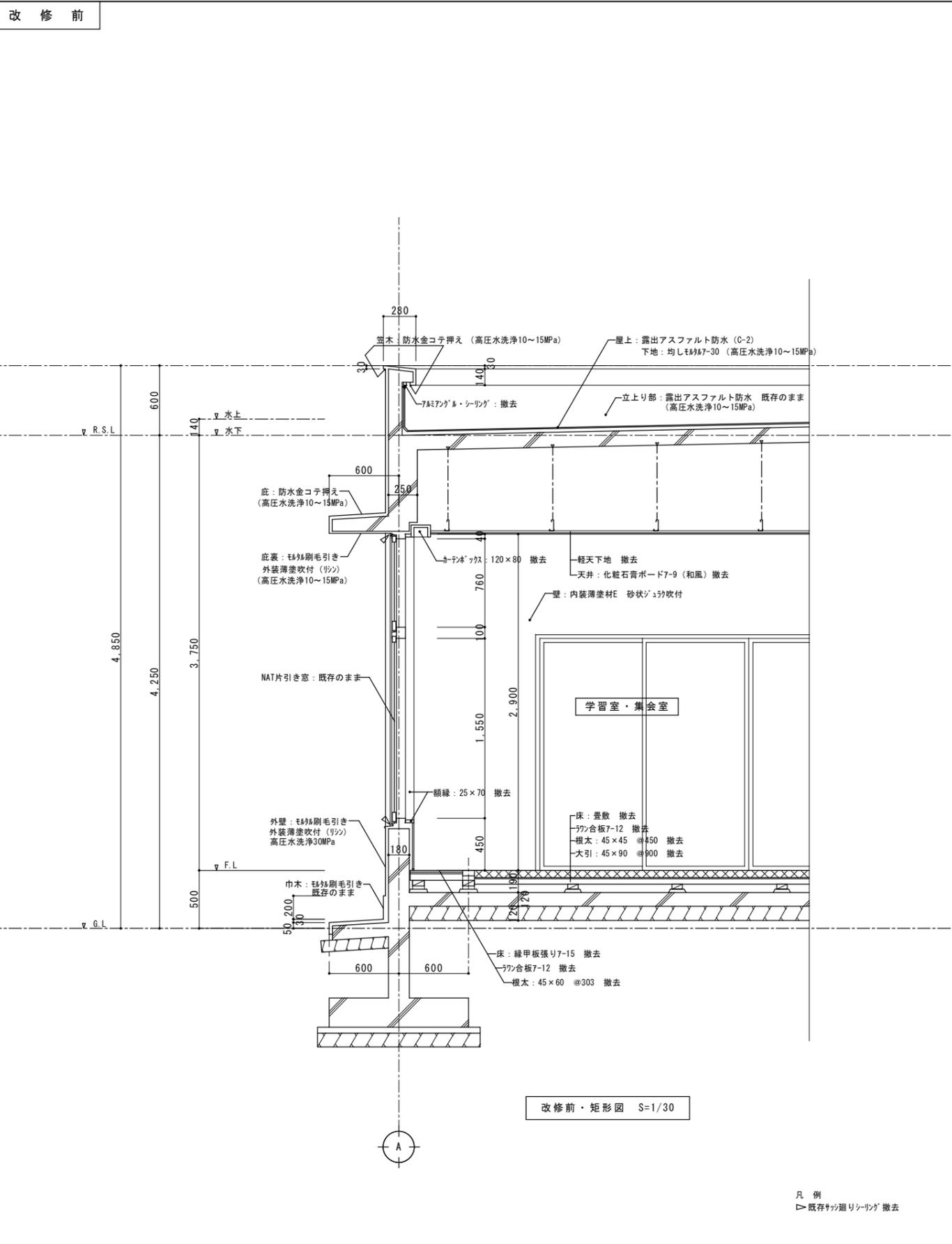
(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所
福岡県知事登録第1-20757号
福岡県行橋市行事8丁目8-10
TEL 0930-26-1101
代表取締役 松尾 真也
一級建築士 大臣登録第223559号

工事名称
福童第5地区学習等供用施設改修工事

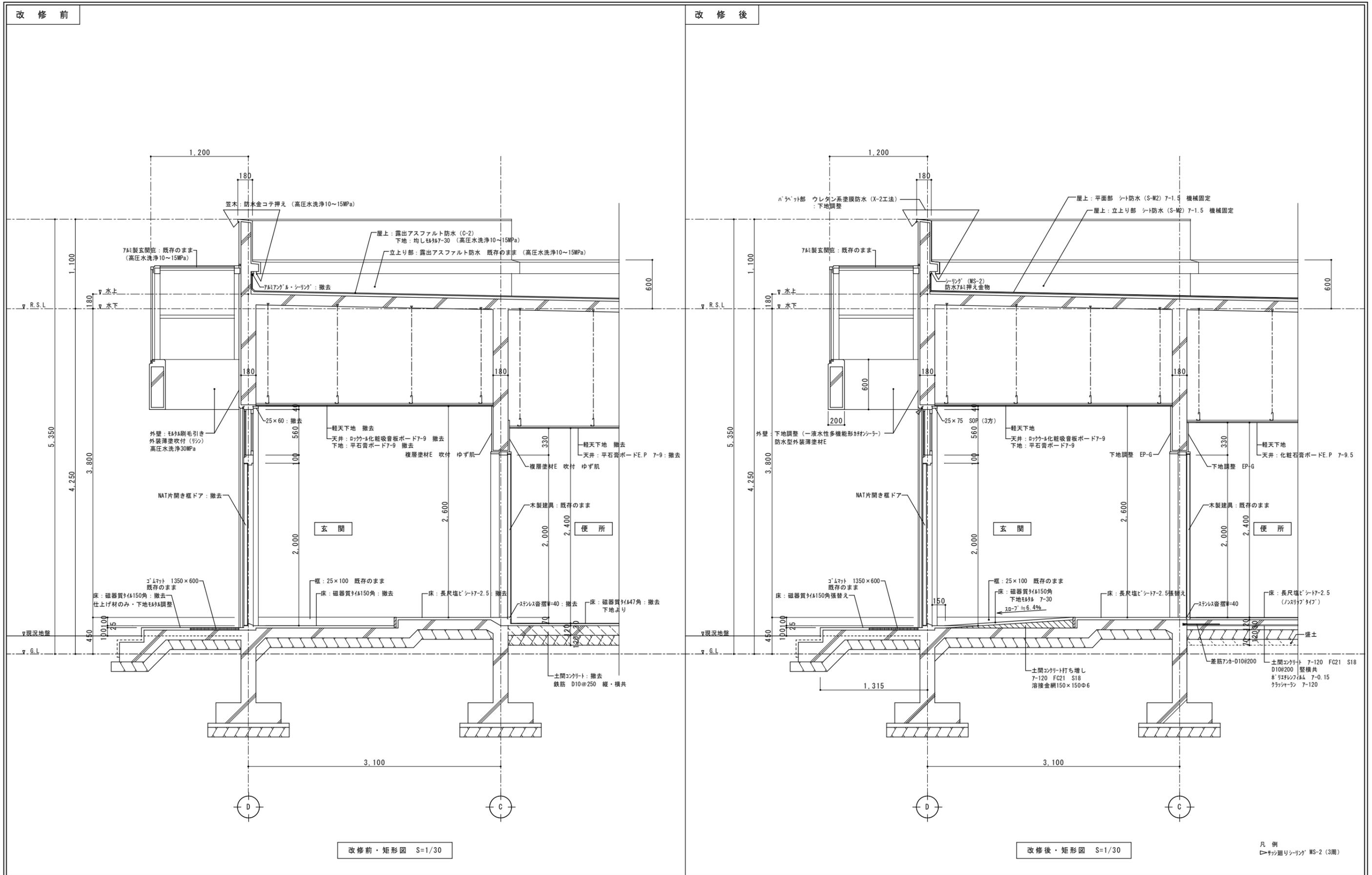
図面名称
改修後
立面図

縮尺
S=1/100

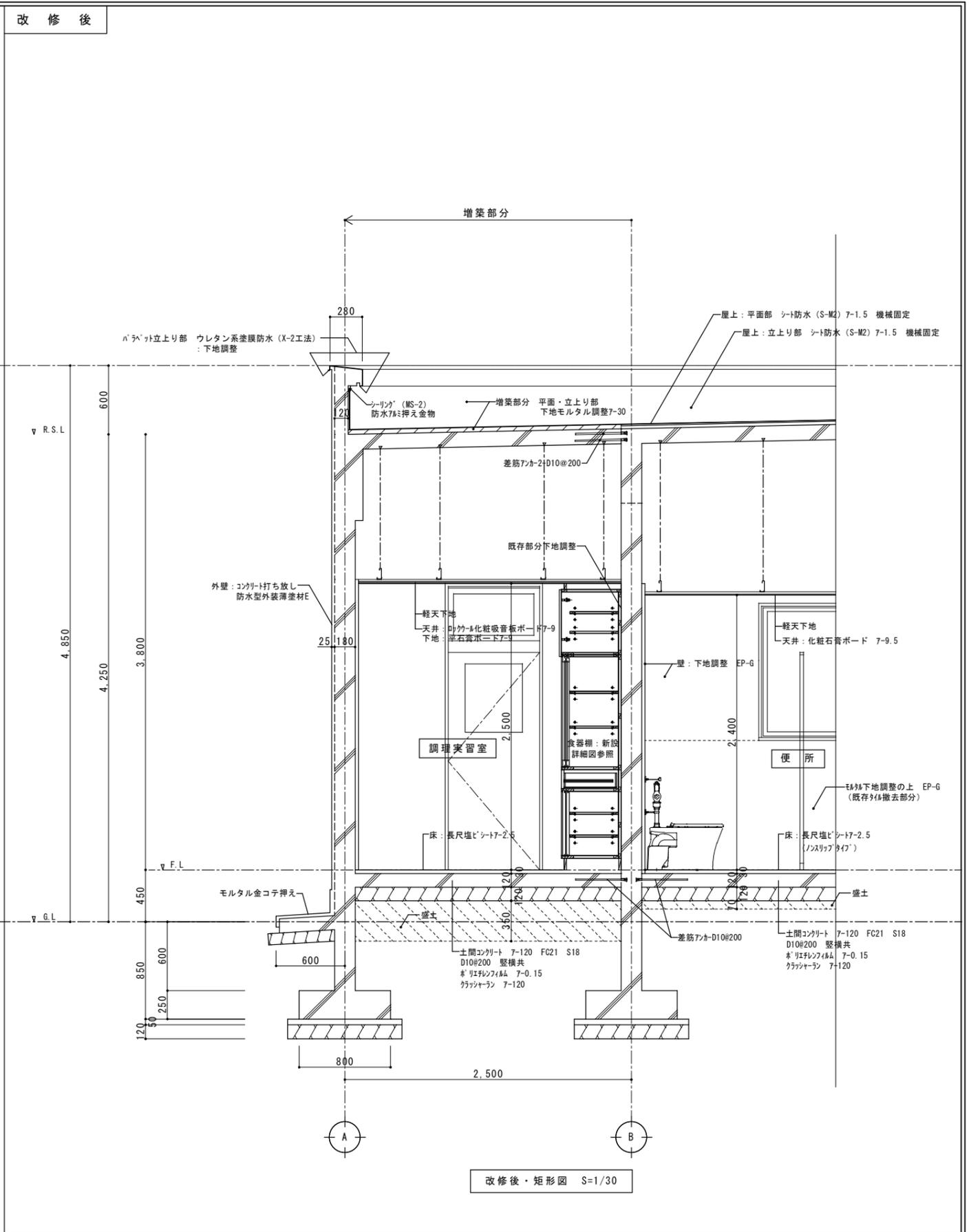
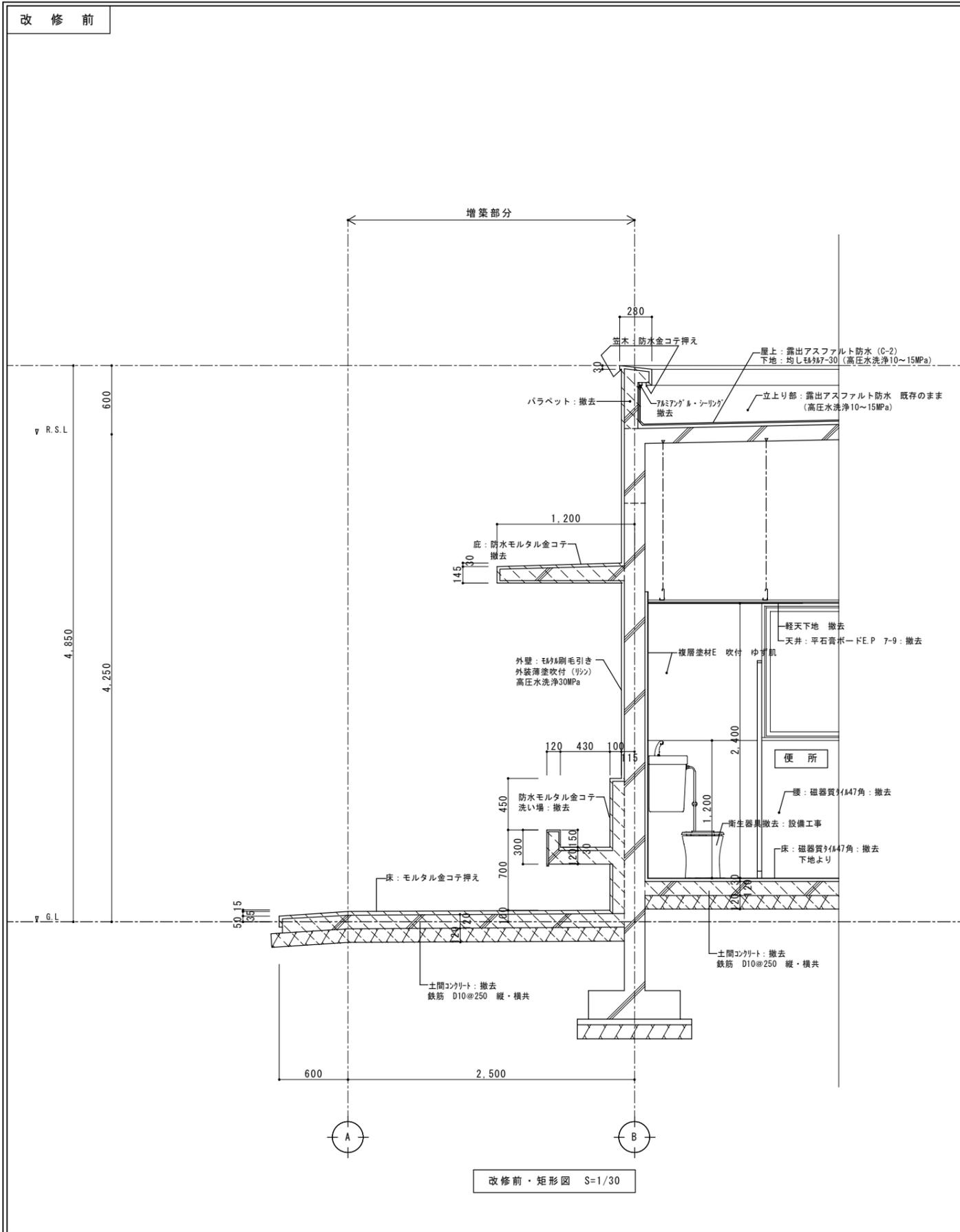
製図年月日		2017年 9月	
所長	検図	作図	



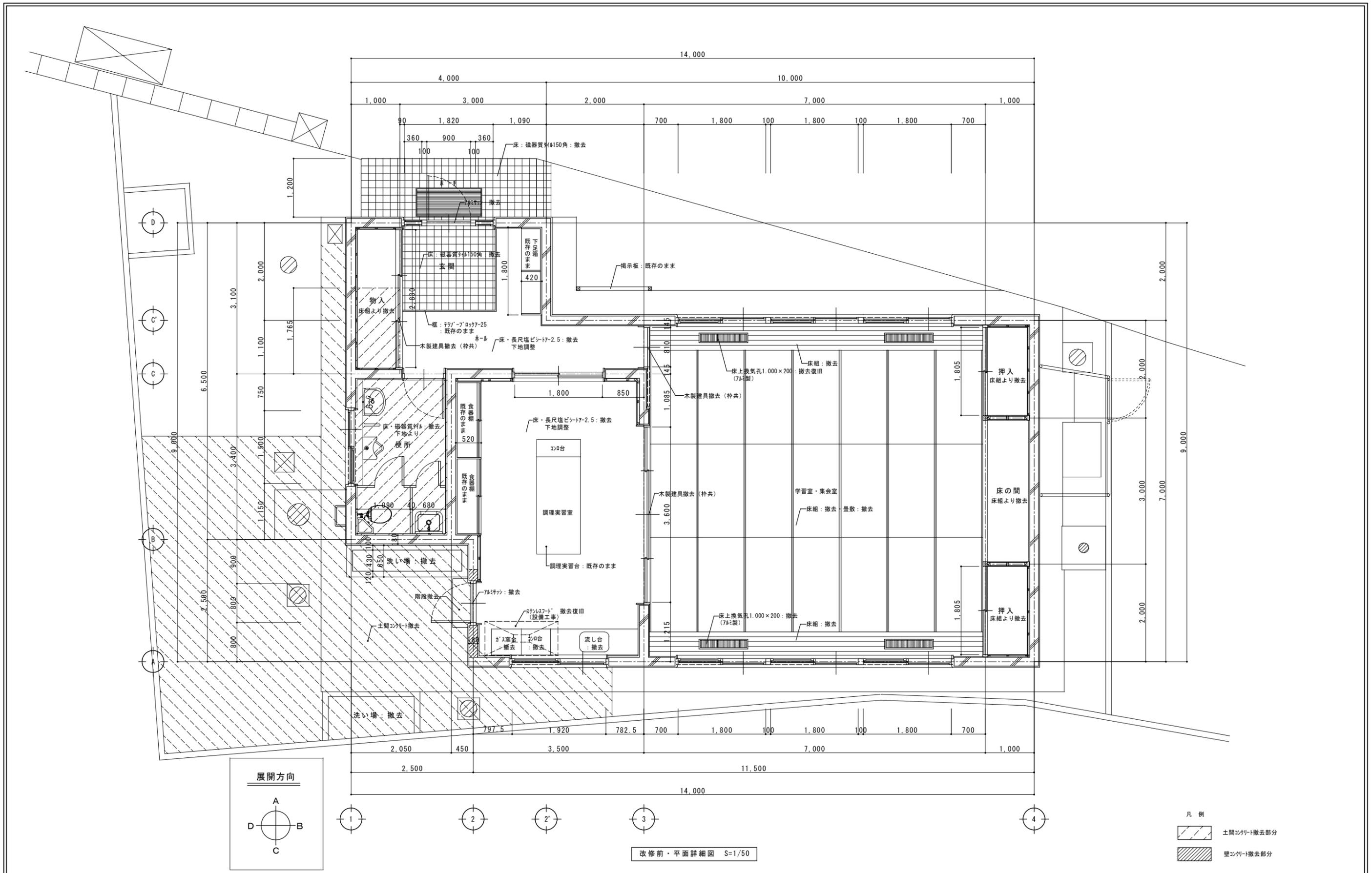
特記事項	(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101 代表取締役 松尾 真也 一級建築士 大臣登録第223559号	工事名称 福童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 改修前・後 矩形図 ①	縮尺 S=1/30	製図年月日 2017年 9月		
					所長	検図	作図



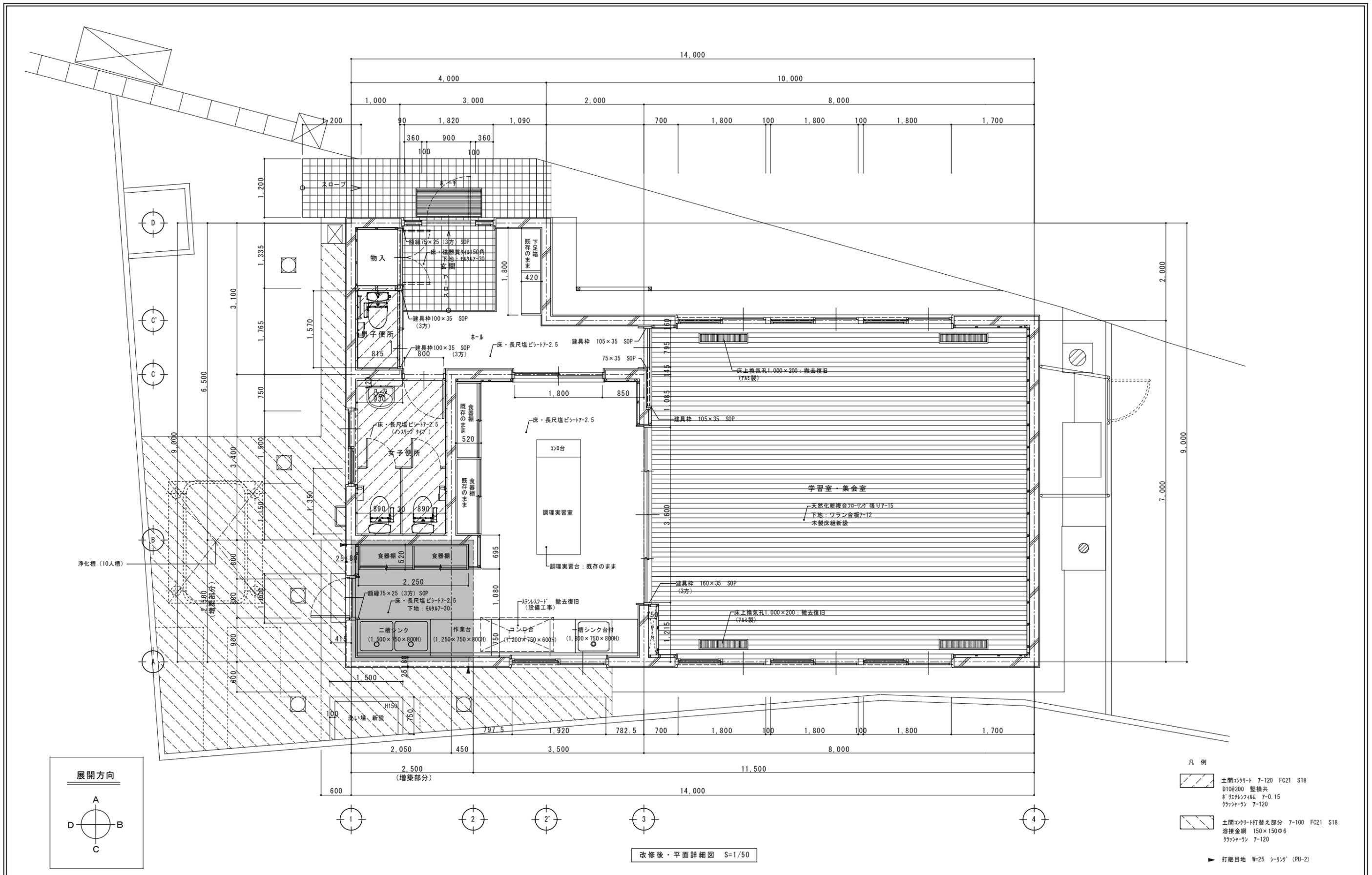
特記事項	(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101	工事名称 福童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 改修前・改修後 矩形図②	縮尺 S=1/30	製図年月日 2017年 9月		
					所長	検図	作図
	代表取締役 松尾 真也 一級建築士 大臣登録第223559号						A-16



特記事項	(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101	工事名称 稲童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 改修前・改修後 矩形図③	縮尺 S=1/30	製図年月日	2017年 9月	
					所長	検図	作図



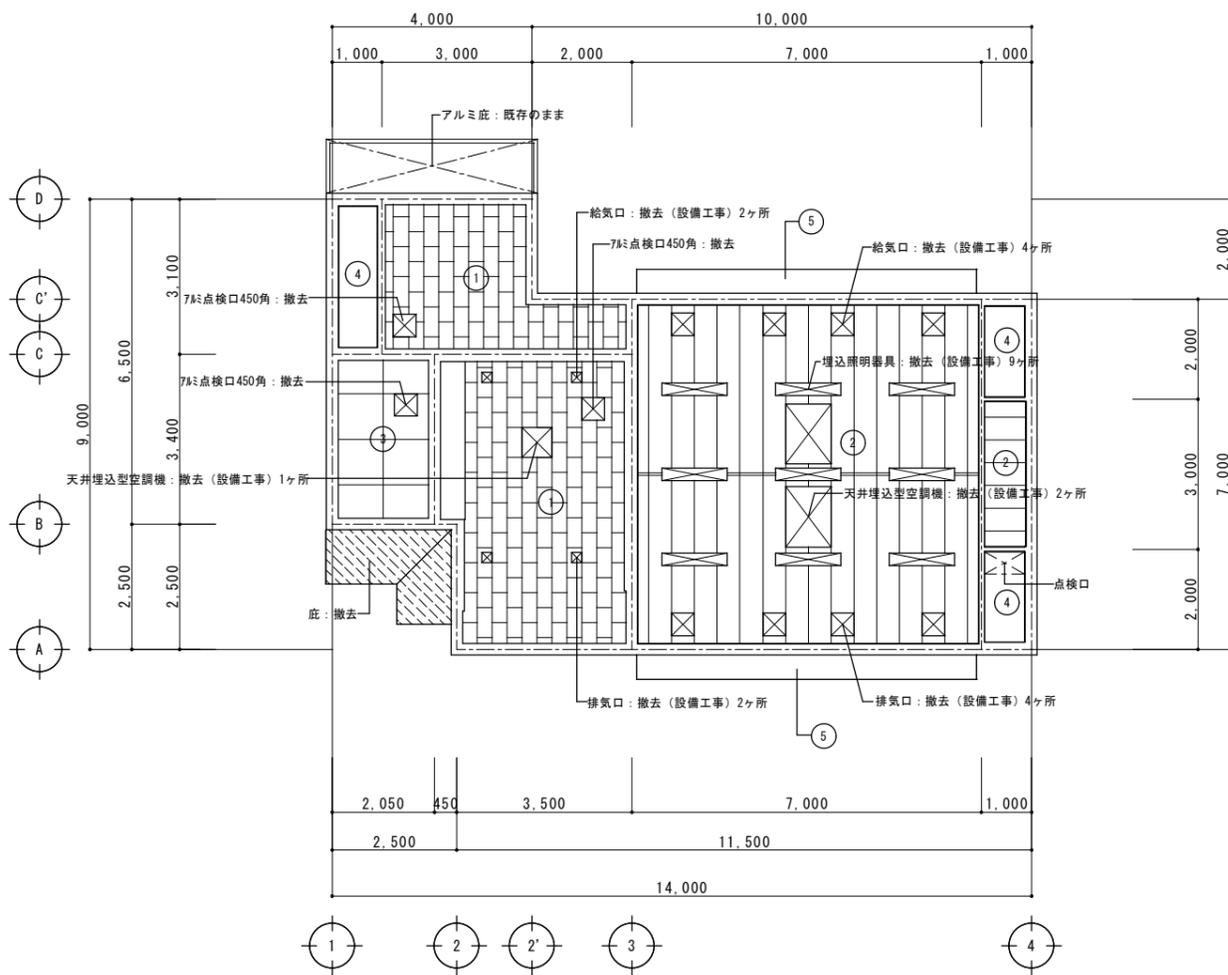
特記事項	(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101 代表取締役 松尾 真也 一級建築士 大臣登録第223559号	工事名称 福童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 改修前 平面詳細図	縮尺 S=1/50	製図年月日	2017年 9月	
					所長	検	作
					図	図	図



改修後・平面詳細図 S=1/50

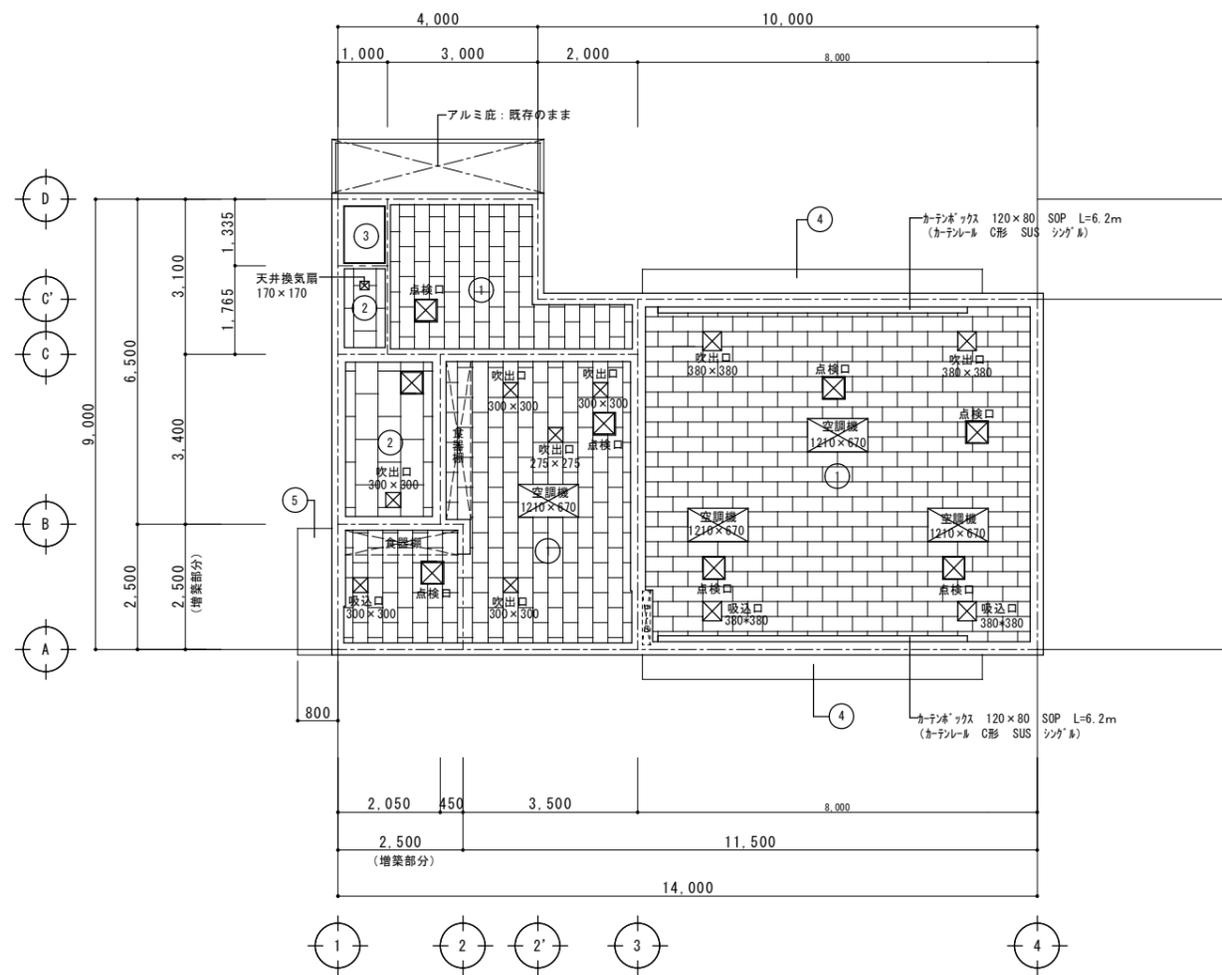
特記事項	* 流し台 設備工事	(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101	工事名称 稲童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 改修後 平面詳細図	縮尺 S=1/50	製図年月日 2017年 9月		
						所長	検図	作図

改修前



改修前・天井伏図 S=1/100

改修後



改修後・天井伏図 S=1/100

凡例

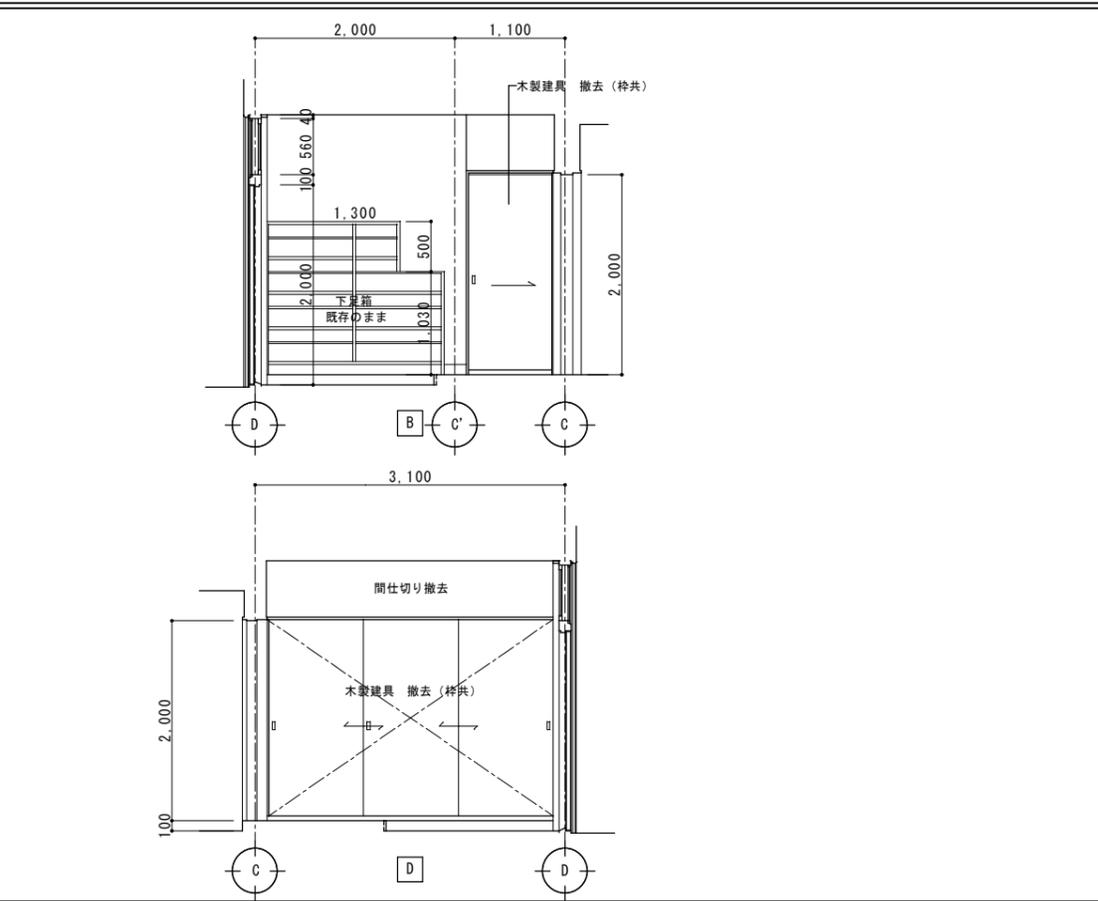
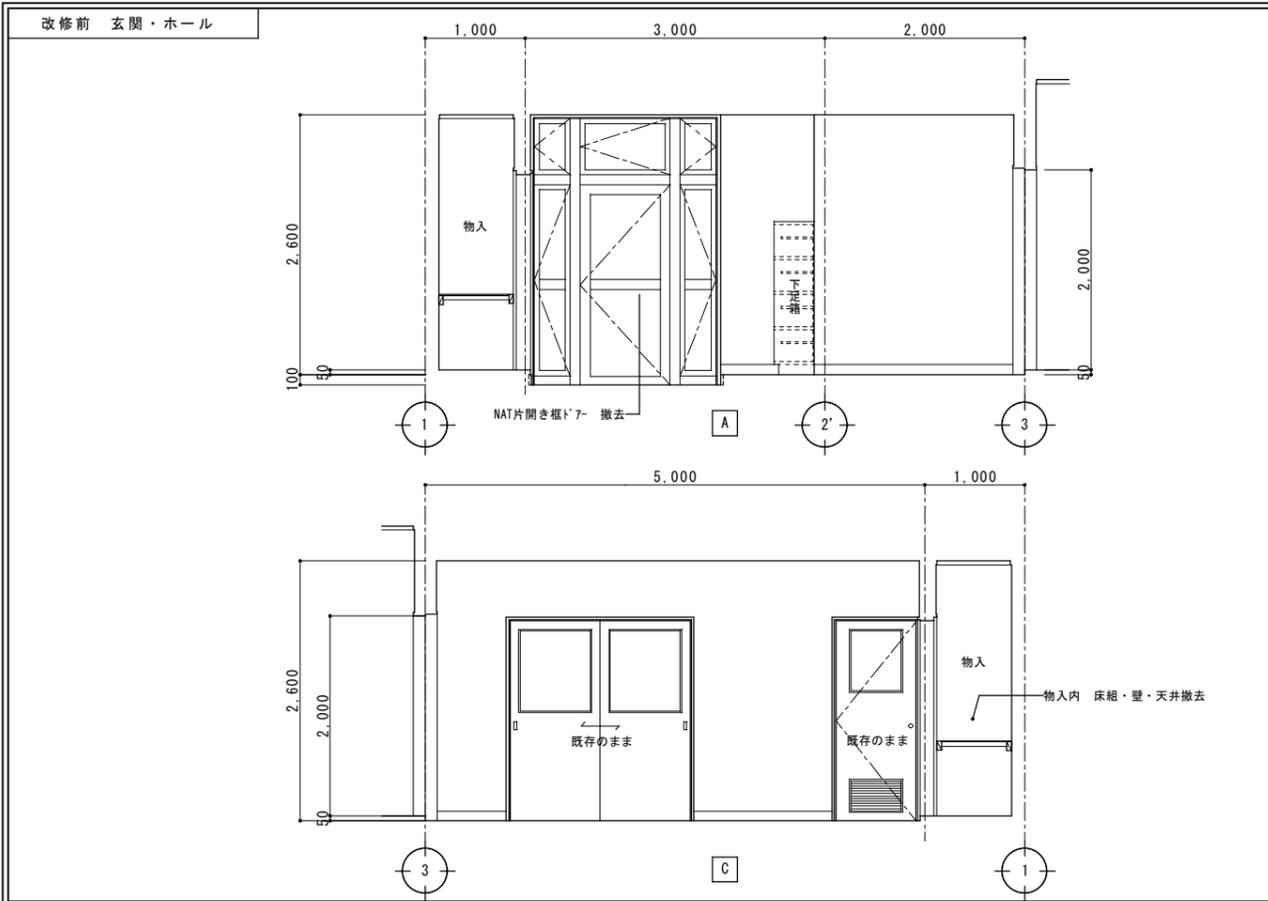
☒ 天井点検口 450角

* 天井点検口及び設備の吸込口・吹出口の位置は監督員と協議の上決定の事
* 吹出口・吸込口は設備工事

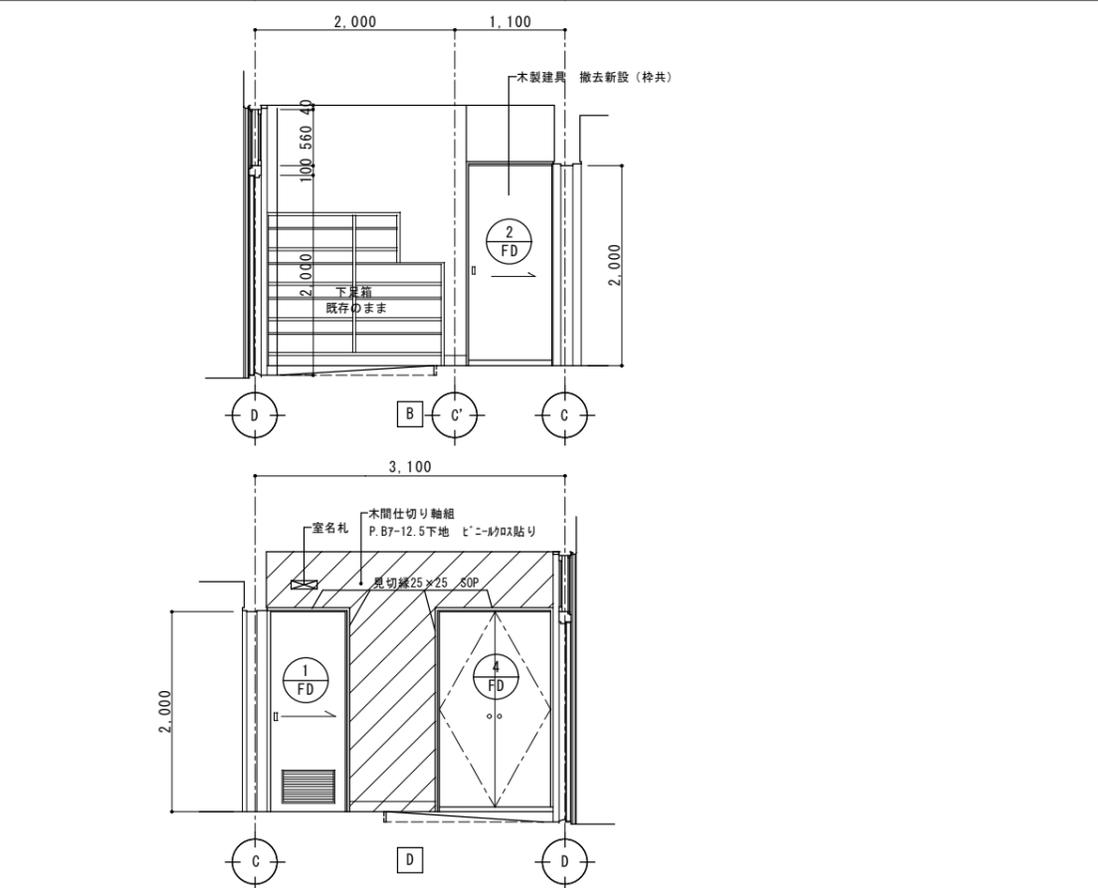
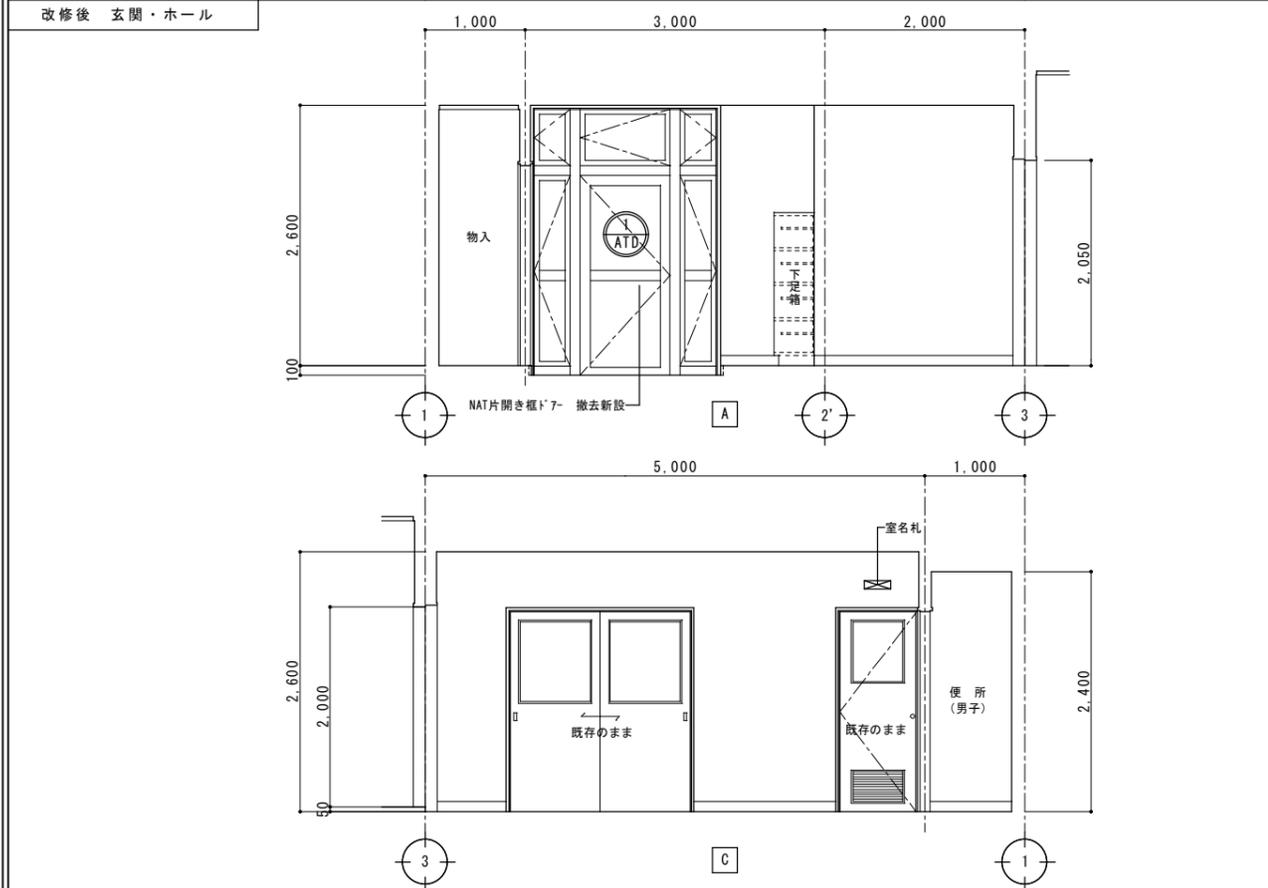
①	天井：ロックウール化粧吸音板7-9.5 下地：平石膏ボード7-9.5 軽天下地より撤去
②	天井：和風化粧石膏ボード7-9 軽天下地より撤去
③	天井：平石膏ボード7-9 軽天下地より撤去
④	天井：ラワン合板7-5.5 木組下地より撤去
⑤	庇裏：モルタル刷毛引き 外装薄塗吹付（リシン）（高圧水洗浄10~15MPa）

①	天井：ロックウール化粧吸音板7-9.5 下地：平石膏ボード7-9.5 軽天下地
②	天井：化粧石膏ボード7-9.5 軽天下地
③	天井：ラワン合板7-5.5 木組下地
④	庇裏：下地調整 外装薄塗材E
⑤	庇裏：コンクリート打ち放し 外装薄塗材E 吹付（増築部分）

特記事項	(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101 代表取締役 松尾 真也 一級建築士 大臣登録第223559号	工事名称 稲童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 改修前・改修後 天井伏図	縮尺 S=1/100	製図年月日	2017年 9月	
					所長	検図	作図



改修前 玄関・ホール	
床	玄関：磁器質タイル張り 150角 撤去 ホール：長尺塩ビシート貼 72.5 撤去
巾木	玄関：珪藻土珪藻土25 H=100 既存のまま ホール：ソフト巾木 H=100 撤去
壁	複層塗材E 吹付 ゆず肌 下地：モルタル金コテ押え
天井	珪藻土化粧吸音板7-9 撤去 下地：平石膏ボードA-9 撤去 軽天下地 撤去
廻縁	塩ビ 撤去
備考	下足箱：既存のまま
	物入 床組・壁・天井 撤去
室名札	



改修後 玄関・ホール	
床	玄関：磁器質タイル150角 ホール：長尺塩ビシート貼 72.5
巾木	玄関：珪藻土珪藻土25 H=100 既存のまま ホール：ソフト巾木 H=100
壁	下地調整 EP-G
天井	珪藻土化粧吸音板7-9.5 下地：平石膏ボードA-9.5 軽天下地
廻縁	塩ビ
備考	下足箱：既存のまま
室名札	女子便所・男子便所 W265×H80×D15 7&M製 PET樹脂板 2ヶ所

特記事項

(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所
福岡県知事登録第1-20757号
福岡県行橋市行事8丁目8-10
TEL 0930-26-1101
代表取締役 松尾 真也
一級建築士 大臣登録第223559号

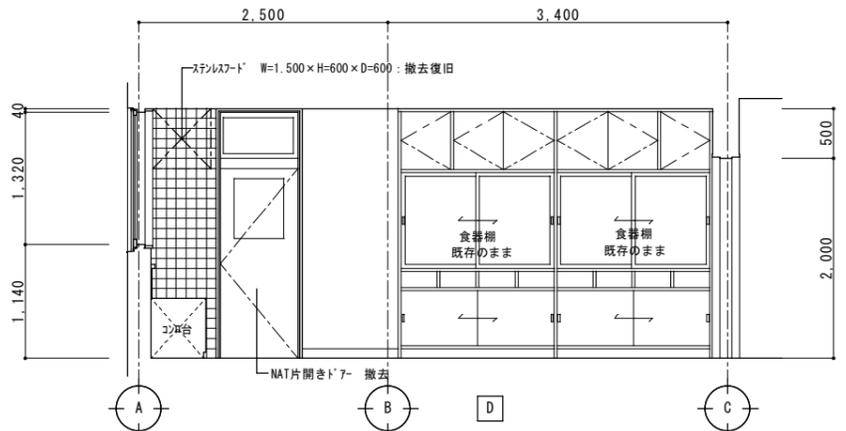
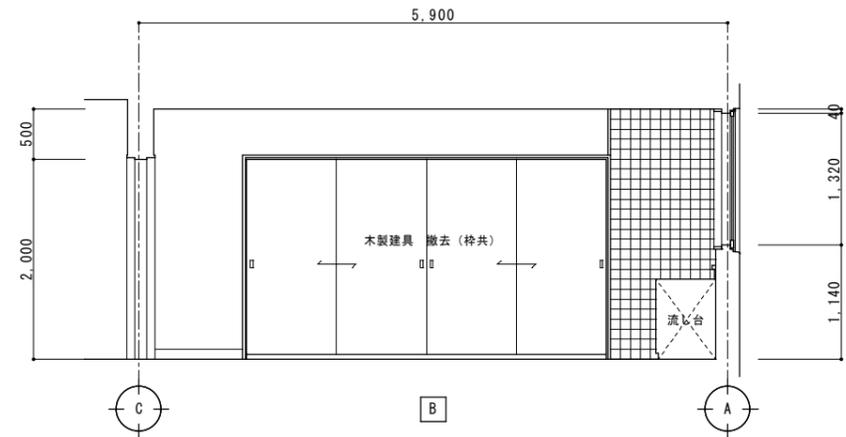
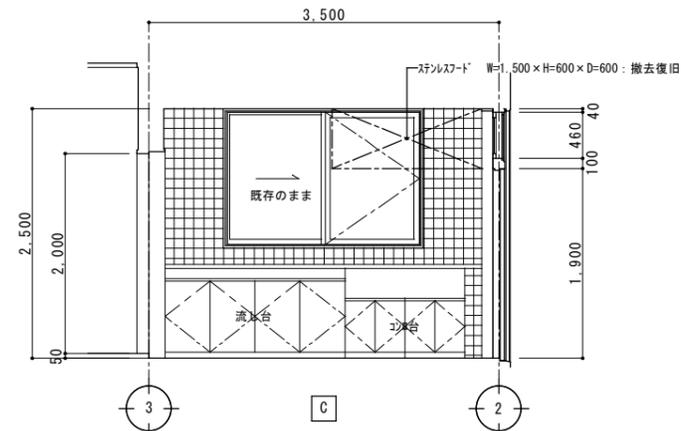
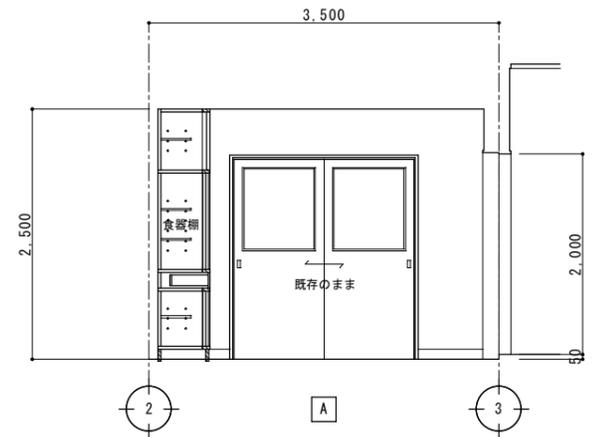
工事名称
福童第5地区学習等供用施設改修工事

図面名称
改修前・改修後
展開図①

縮尺
S=1/50

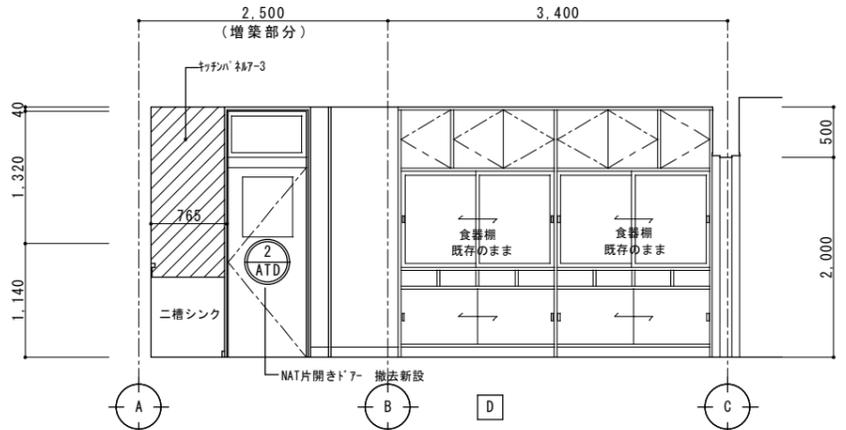
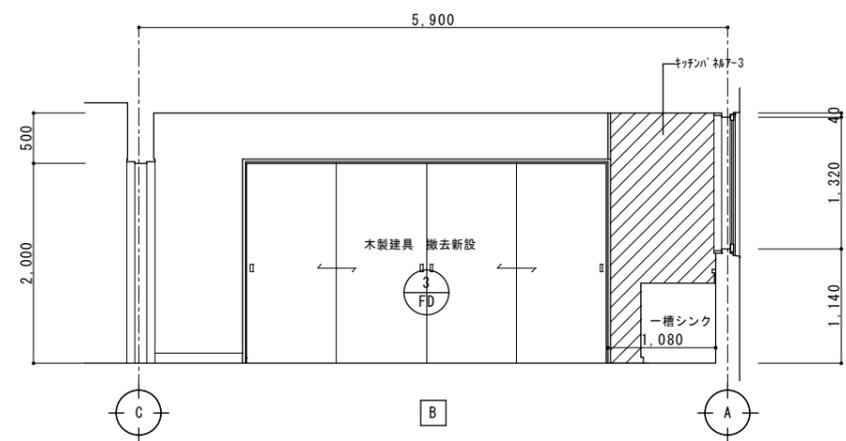
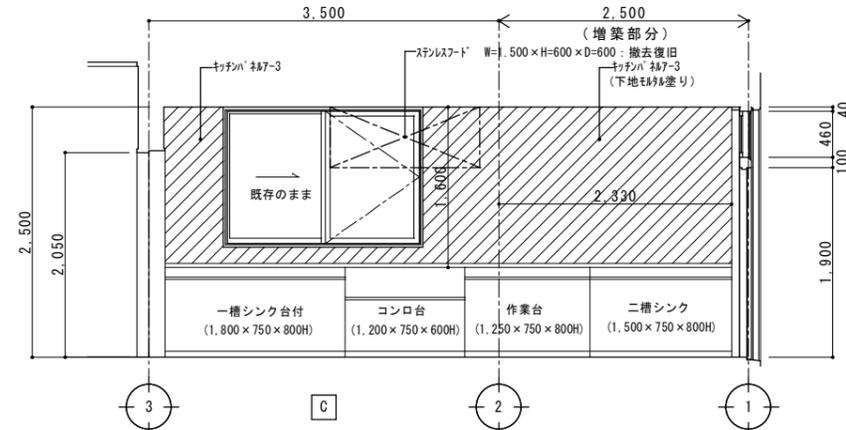
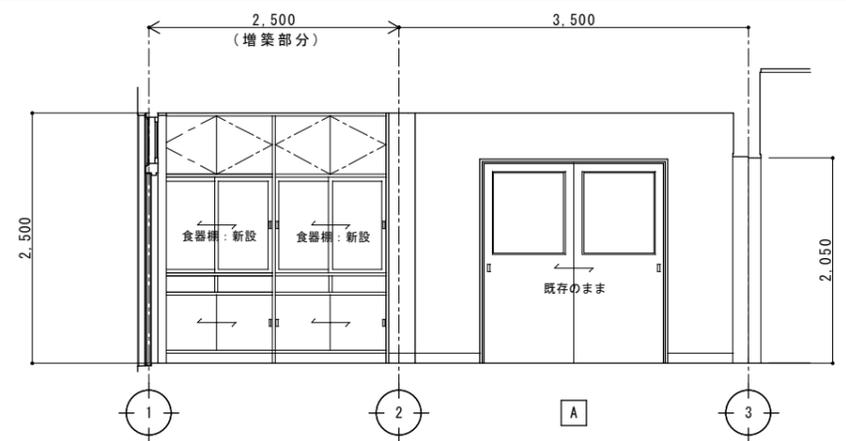
製図年月日		
2017年 9月		
所長	検図	作図

改修前 調理実習室



改修前 調理実習室	
床	長尺塩ビシート貼 72.5 撤去
巾木	ソフト巾木 H=100 撤去
壁	ビニルクロス張り 撤去 下地：平石膏ボード7-9 撤去 陶器質タイル 100角（流し台廻り）
天井	ロケット化粧吸音板7-9 撤去 下地：平石膏ボード7-9 撤去 軽天下地 撤去
廻縁	塩ビ 撤去
備考	流し台・コンロ台・ガス窯台 撤去 設備工事
	ステンレスフード 撤去復旧 設備工事
	食器棚 既存のまま
	天井空調機・給排気口 撤去（設備工事）
室名札	

改修後 調理実習室



改修後 調理実習室	
床	長尺塩ビシート貼 72.5
巾木	ソフト巾木 H=100
壁	ビニルクロス張り 下地：平石膏ボード7-9.5 流し台廻り キッチン #87-3
天井	ロケット化粧吸音板7-9.5 下地：平石膏ボード7-9.5 軽天下地
廻縁	塩ビ
備考	流し台・コンロ台・ガス窯台
	ステンレスフード 撤去復旧 設備工事
	食器棚 既存部分：既存のまま 食器棚 増築部分：新設 厨房機器 設備工事
室名札	

特記事項

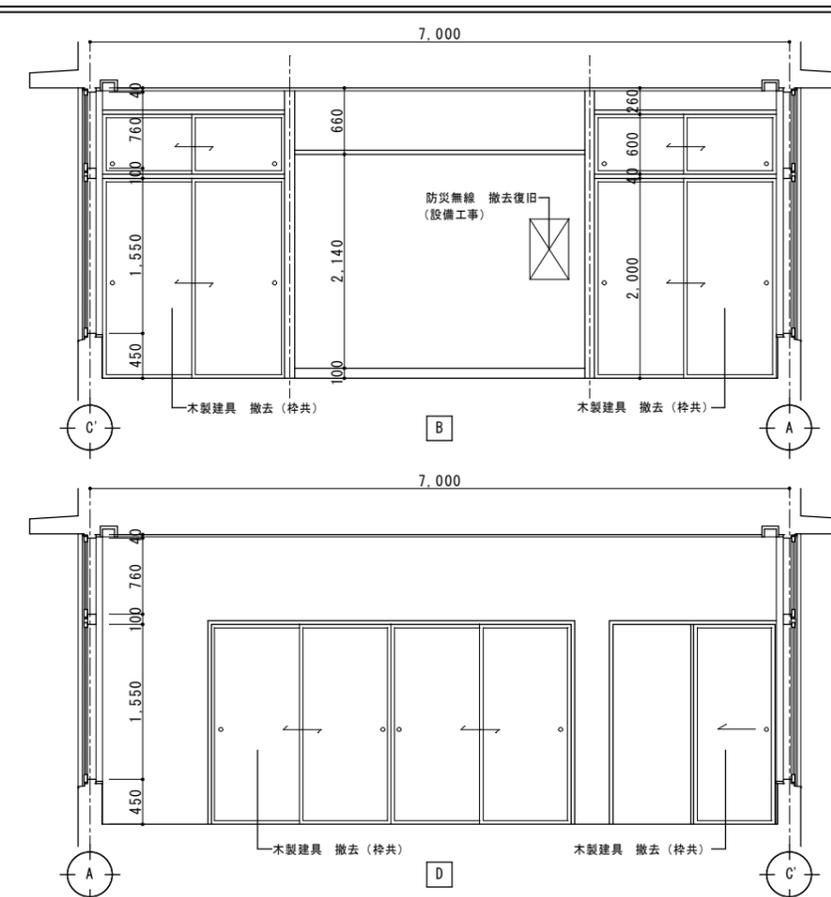
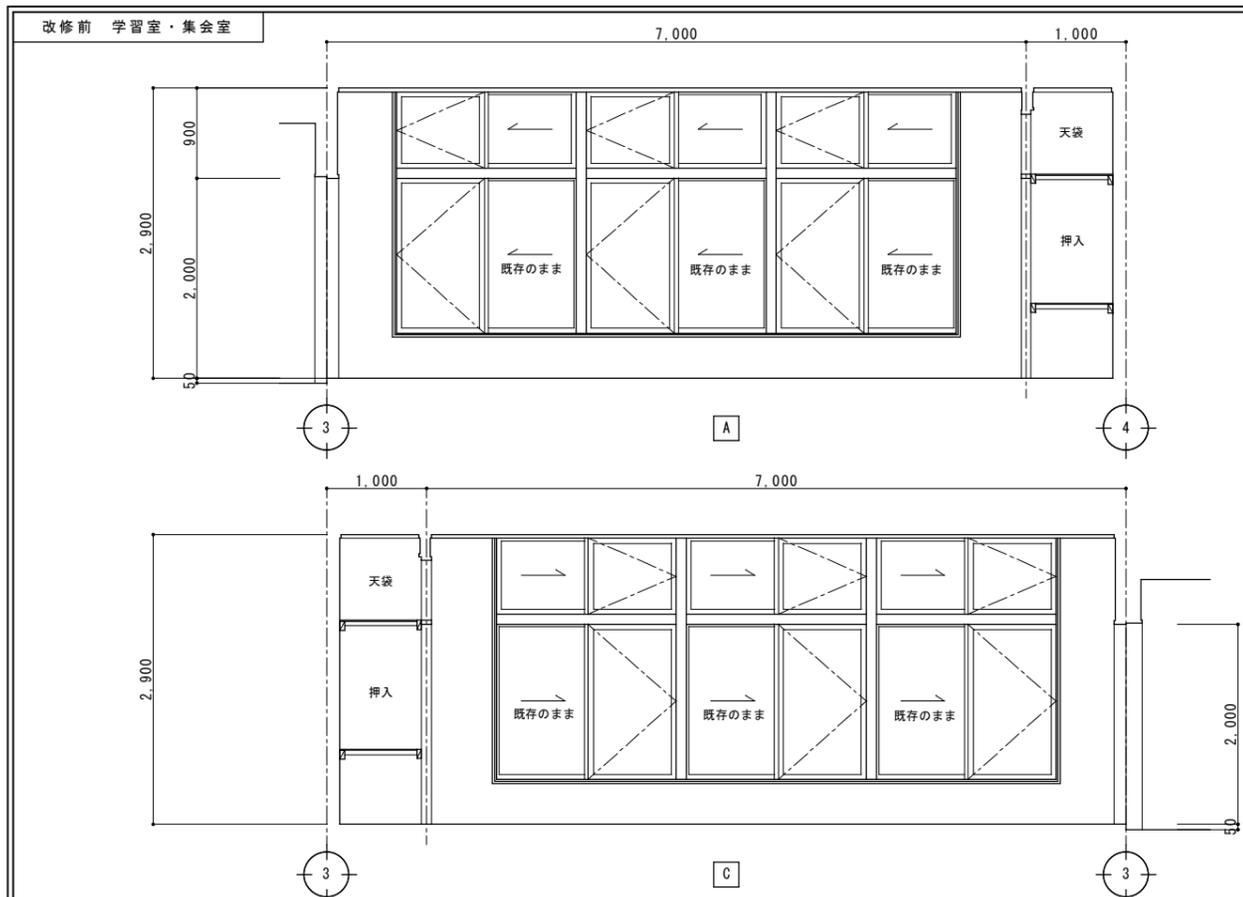
(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所
福岡県知事登録第1-20757号
福岡県行橋市行事8丁目8-10
TEL 0930-26-1101
代表取締役 松尾 真也
一級建築士 大臣登録第223559号

工事名称
福童第5地区学習等供用施設改修工事

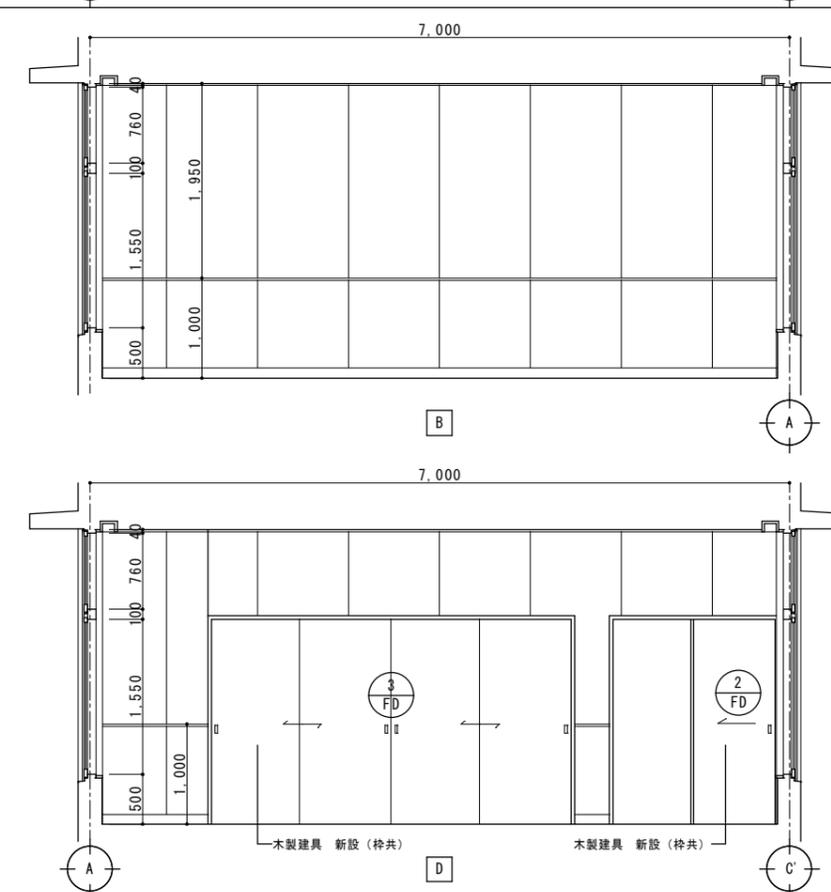
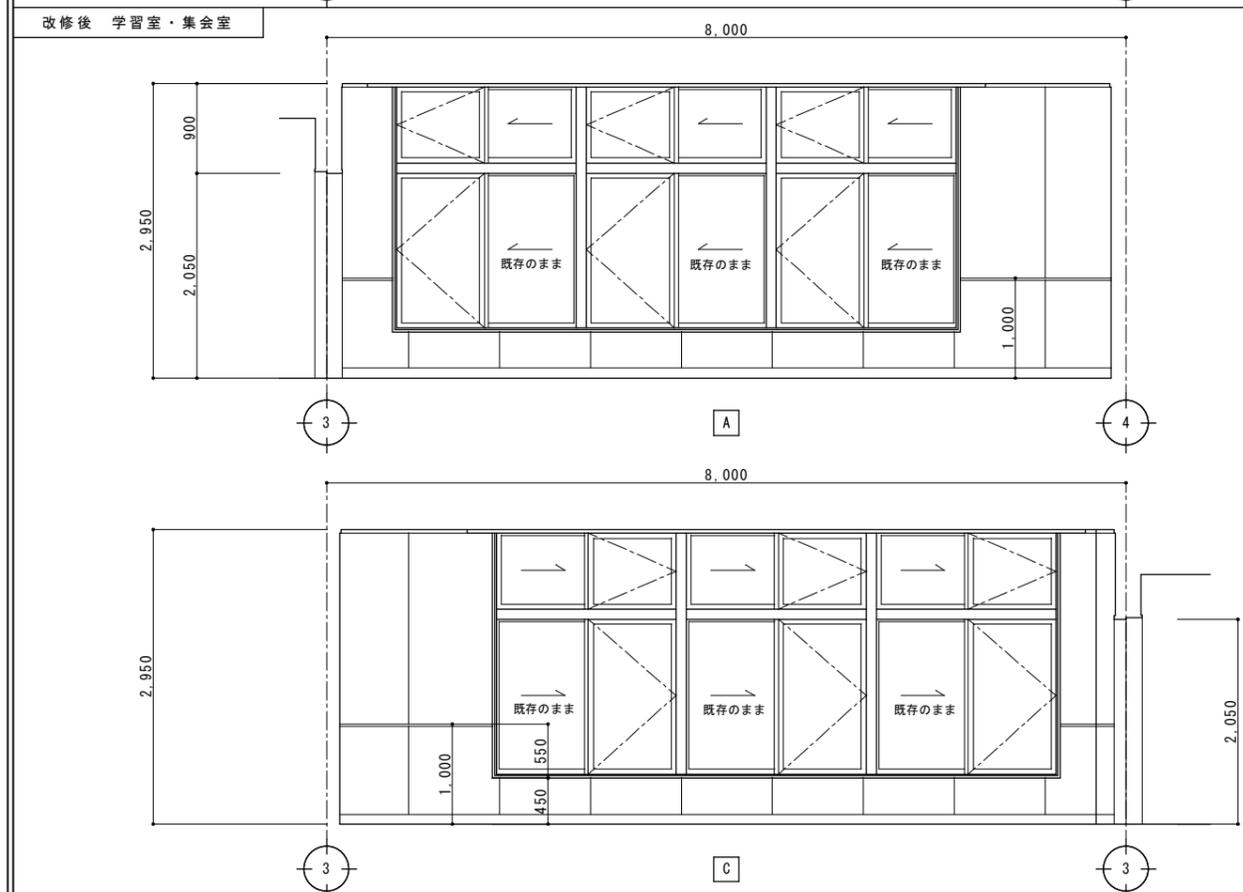
図面名称
改修前・改修後
展開図②

縮尺
S=1/50

製図年月日 2017年 9月		
所長	検図	作図



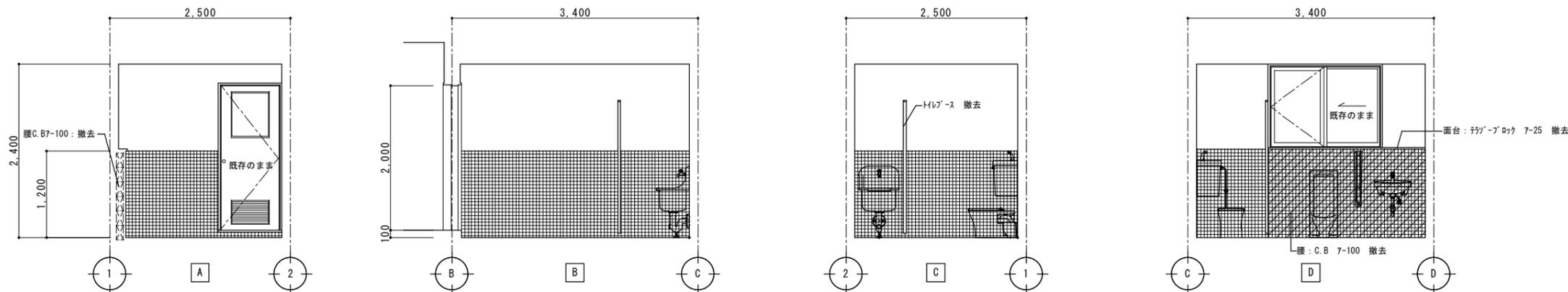
改修前 学習室・集会室	
床	畳 敷 撤去 (床組より) 一部緑甲板張り7-15 撤去 (床組より) 床の間: 化粧床板張り 撤去 (床組より)
巾木	畳寄せ・雑巾摺り 撤去
壁	内装薄塗材E 砂状ｼﾞｯｸ吹付 下地: モルタル金ｺﾞ押え
天井	化粧石膏ボード7-9 撤去 軽天地下 撤去
廻縁	木製 撤去
備考	押入 床組・壁・天井 (下地より) 撤去
	天井空調機・給排気口 撤去 (設備工事)
室名札	



改修後 学習室・集会室	
床	天然化粧複合70-ﾘﾝｸﾞ張り7-15 下地: フラン合板7-12 木製床組新設
巾木	木製巾木 H=100 SOP
壁	腰: フラン合板7-5.5 SOP H=1,000 壁: 穿孔合板7-5.5 SOP (開口率5%以上)
天井	ﾛｯｸｰﾙ化粧吸音板7-9.5 下地: 平石膏ボード7-9.5 軽天地下
廻縁	木製廻縁 30×40 SOP
備考	カーテンボックス (木製) 120×80 SOP
	カーテンレール C形 SUS シングル
室名札	

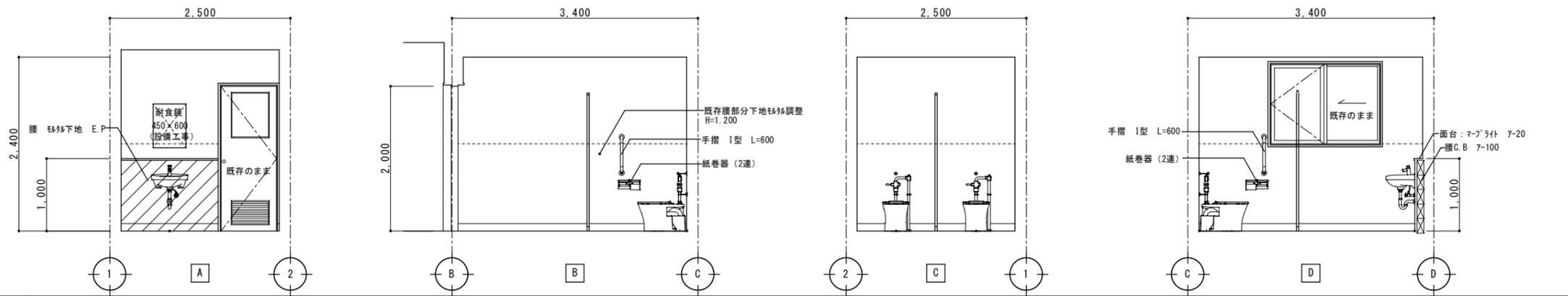
特記事項	(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101 代表取締役 松尾 真也 一級建築士 大臣登録第223559号	工事名称 福童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 改修前・改修後 展開図③	縮尺 S=1/50	製図年月日 2017年 9月		
					所長	検図	作図

改修前 便所（女子）



改修前 便所（女子）	
床	磁器質タイル張り 47角 撤去 (土間コンクリート打替え)
巾木	
壁	腰: 磁器質タイル張り 47角 撤去 下地: モルタル金コテ押え 複層塗材E 吹付 ゆず肌 下地: モルタル金コテ押え
天井	平石膏ボードア-9 E.P塗り 撤去 軽天下地 撤去
廻縁	塩ビ 撤去
備考	衛生器具・天井換気扇 撤去 (設備工事)
室名札	

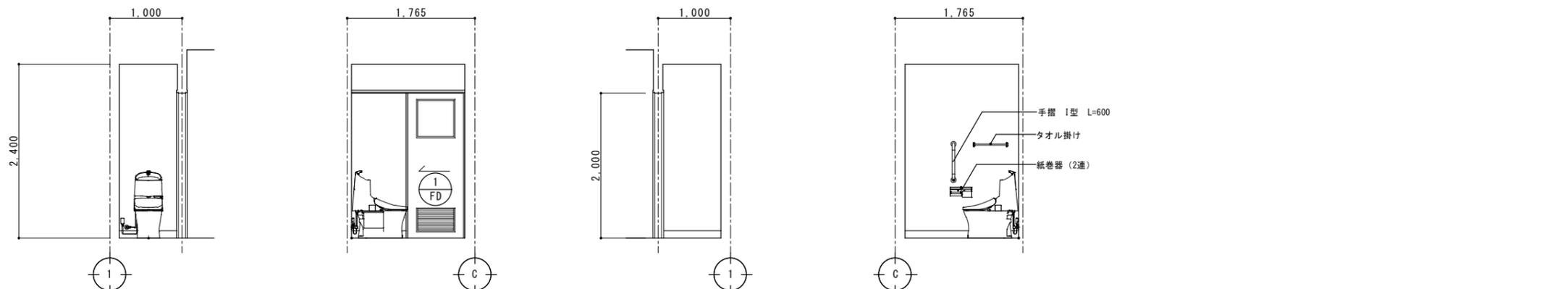
改修後 便所（女子）



改修後 便所（女子）	
床	長尺塩ビシート-2.5 (ノリツケタイプ) 下地: 珪砂7-30
巾木	ソフト巾木 H=100
壁	腰: 下地調整 EP-G 壁: 下地調整 EP-G
天井	化粧石膏ボードア-9.5 軽天下地
廻縁	塩ビ
備考	大便器2・手洗器1・化粧鏡1 (設備工事)
室名札	

改修前 便所（男子）

改修後 便所（男子）



改修後 便所（男子）	
床	長尺塩ビシート-2.5 (ノリツケタイプ) 下地: 珪砂7-30
巾木	ソフト巾木 H=100
壁	ケイカル板張ア6.0 E.P 下地耐水ラワン合板ア9.0 下地木屑繊維組
天井	化粧石膏ボードア-9.5 軽天下地
廻縁	塩ビ
備考	大便器1・紙巻器 (2連) 設備工事 手摺・タオル掛け 建築工事
室名札	

特記事項

(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所
福岡県知事登録第1-20757号
福岡県行橋市行事8丁目8-10
TEL 0930-26-1101
代表取締役 松尾 真也
一級建築士 大臣登録第223559号

工事名称
福童第5地区学習等供用施設改修工事

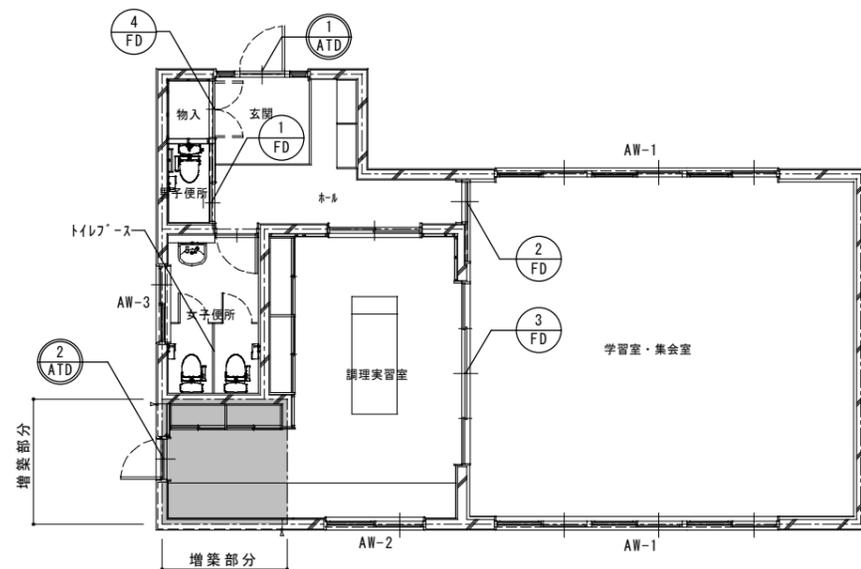
図面名称
改修前・改修後
展開図④

縮尺
S=1/50

製図年月日		
2017年 9月		
所長	検図	作図

記号・位置・数量	① ATD 玄関 1ヶ所	② ATD 調理実習室 1ヶ所	トイレブース 1ヶ所
形状寸法			
型式	NAT型 片開き戸 扉トアー 片袖・ランマFIX付	NAT型 片開き戸 ランマFIX付	トイレブース・脚式
見込	120	120	40
材質	アルミ	アルミ	ハニカム
仕上			※'リアスル樹脂化粧合板
硝子	片開き・FIX: フロート5+5 片開き戸 7-8	ランマFIX: フロート5+5 片開き戸 7-8	
金物・その他	ガラスレモン締り・ガラスレモンハンドル・ドアチェック・シンリンダ'-錠・内部アングル	ガラスレモン締り・ガラスレモンハンドル・ドアチェック・シンリンダ'-錠・内部アングル	表示錠付錠 (非常閉鎖装置付) 蝶番形ガラスレモン締り・帽子掛け戸当り ランマトリーサット (ステンレス) 笠木 (ステンレス) 付属金物一式

記号・位置・数量	① FD 便所 (男子) 1ヶ所	② FD 集会室・学習室 1ヶ所	③ FD 集会室・学習室 1ヶ所	④ FD 物入 1ヶ所
形状寸法				
型式	片引き戸 フラッシュ戸 額入り・ガラス付	片引き戸 フラッシュ戸	4枚引違 フラッシュ戸	両開き戸 フラッシュ戸
見込	36	36	36	36
材質	木製	木製	木製	木製
仕上	両面ポリ化粧合板	両面ポリ化粧合板	両面ポリ化粧合板	片面ポリ化粧合板 片面ラワン合板
硝子	型板 4mm			
金物・その他	引手・戸車・付属金物一式 7&ミワットレール	引手・戸車・付属金物一式 7&ミワットレール	引手・戸車・付属金物一式 7&ミワットレール	取手・丁番・付属品一式

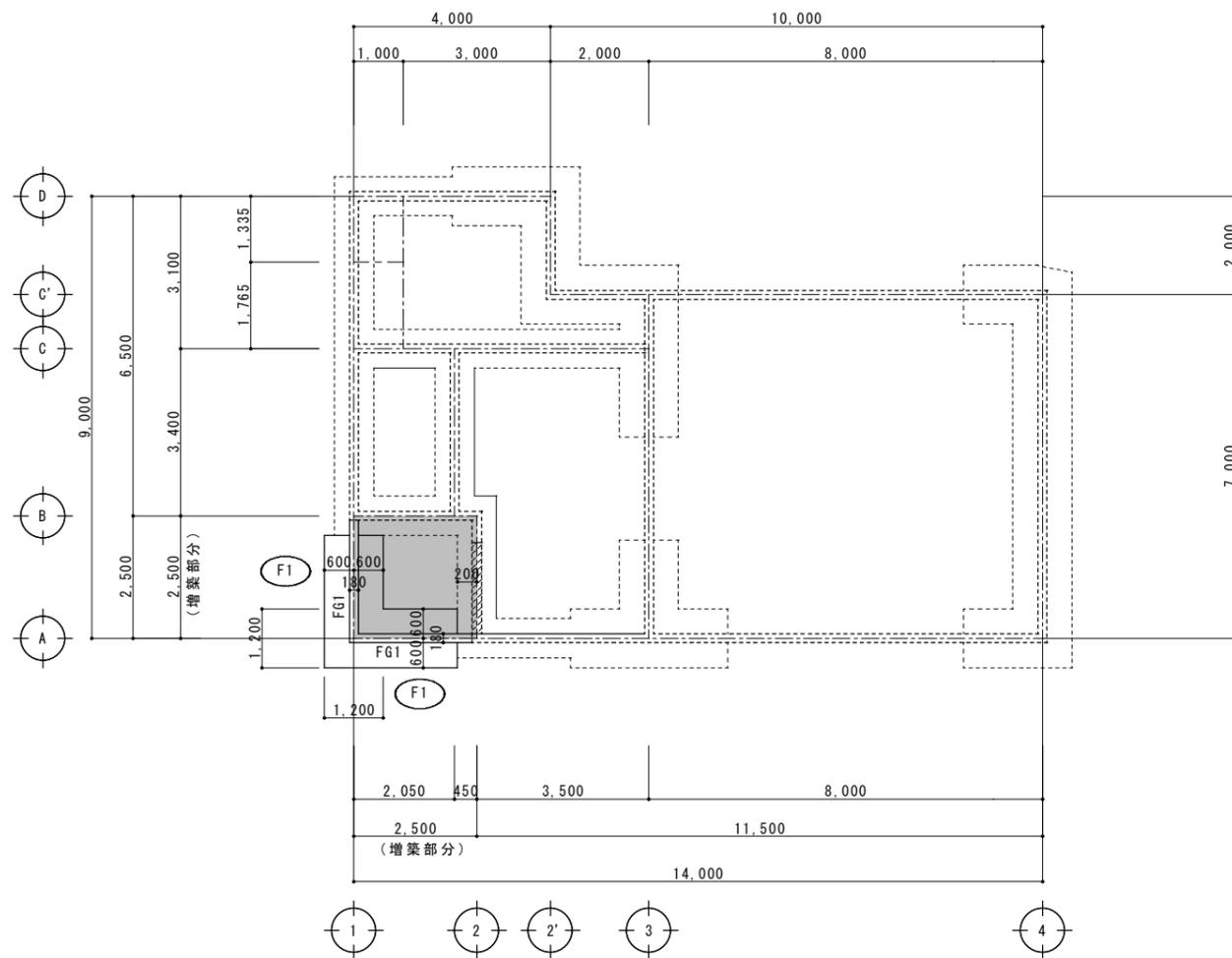


ガラス廻りシーリング撤去新設 15×10 (MS-2)

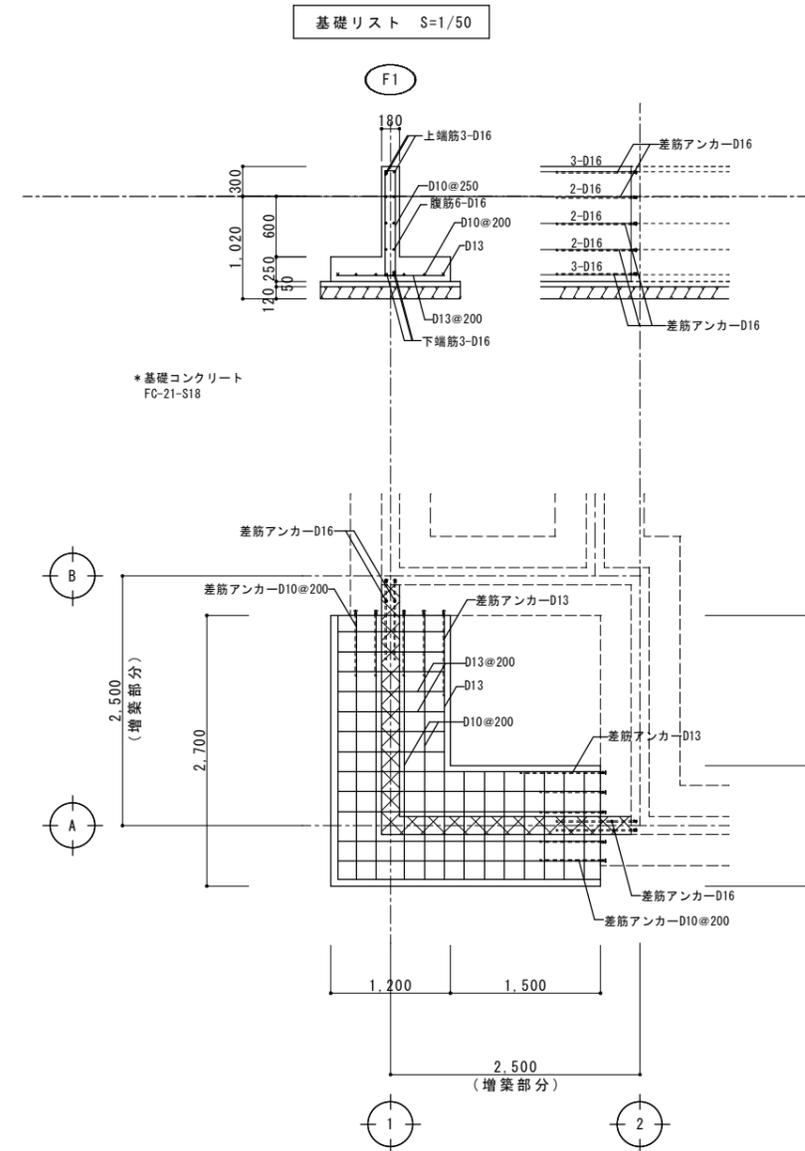
	W × H	
AW-1	5.600 × 2.410	(4周)
AW-2	1.920 × 1.320	(4周)
AW-3	1.500 × 1.120	(4周)

建具キープラン S=1/100

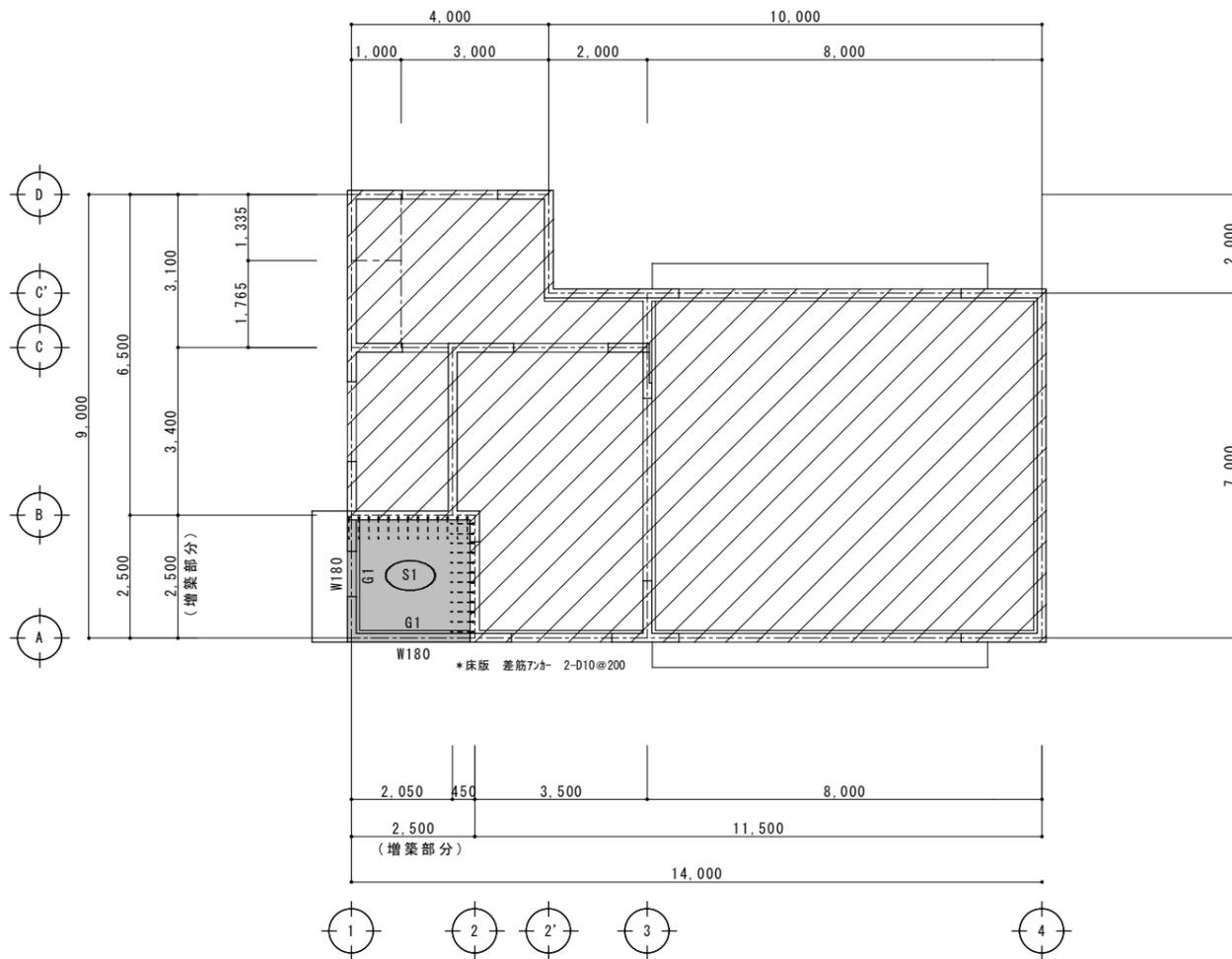
特記事項	(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101 代表取締役 松尾 真也 一級建築士 大臣登録第223559号	工事名称 福童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 建具表	縮尺 S=1/50 S=1/100	製図年月日	2017年 9月	
					所長	検図	作図



基礎伏図 S=1/100



特記事項		(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101	代表取締役 松尾 真也 一級建築士 大臣登録第223559号	工事名称 稲童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 基礎伏図	縮尺 S=1/100	製図年月日 2017年 9月		
							所長	検図	作図



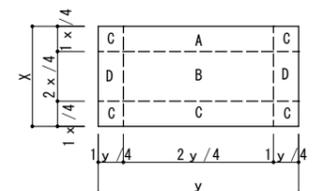
床梁伏図 S=1/100

大梁リスト S=1/50

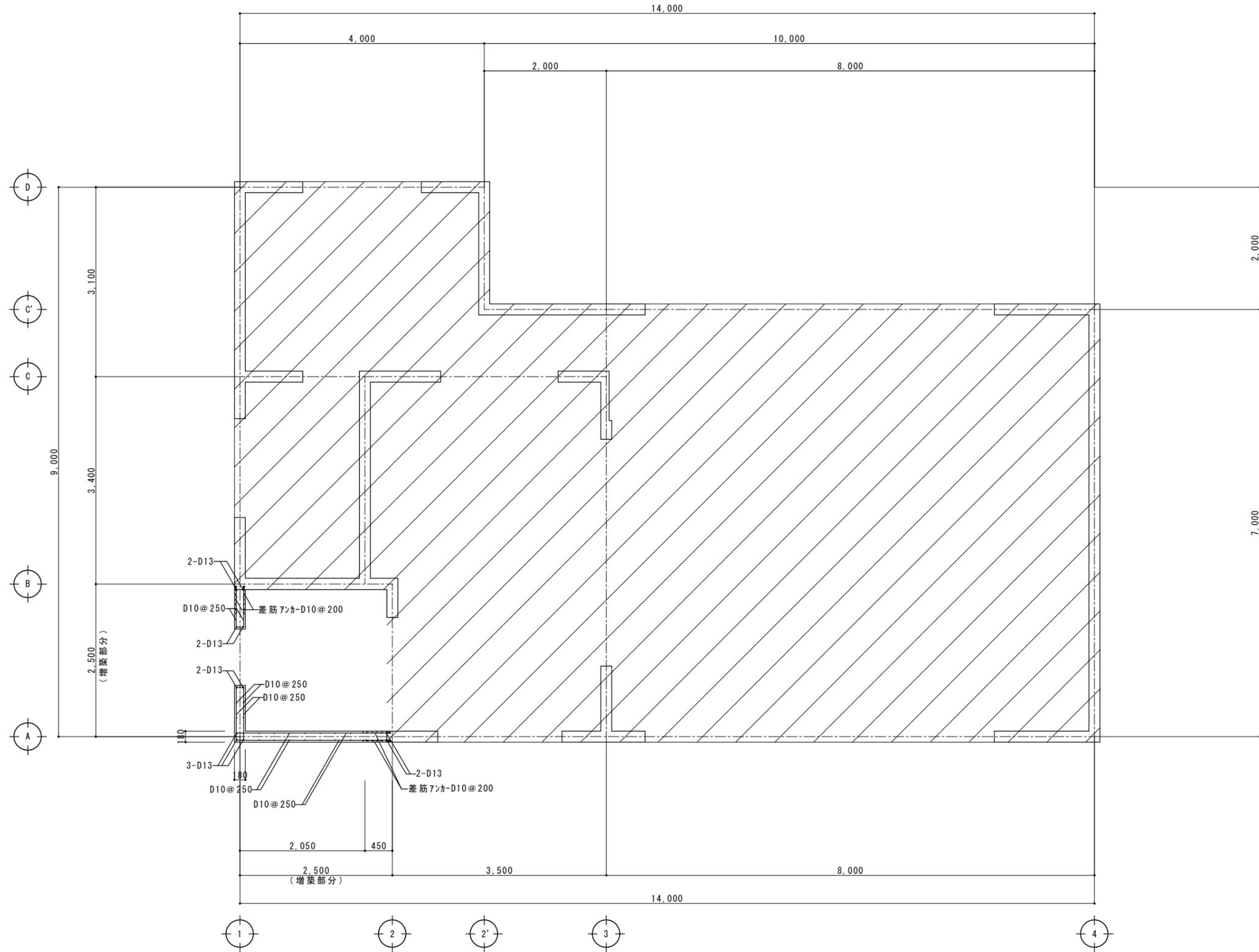
記号	G1	
b × D	250 × 750	
位置	全断	
断面		
上端筋	3-D16	
下端筋	3-D16	
腹筋	4-D16	
助筋	D10@200	

床版リスト

記号	方向	短辺方向			長辺方向		
		A端	中央B	CD端	D端	中央B	AC端
S1	上端筋	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200
	下端筋	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200

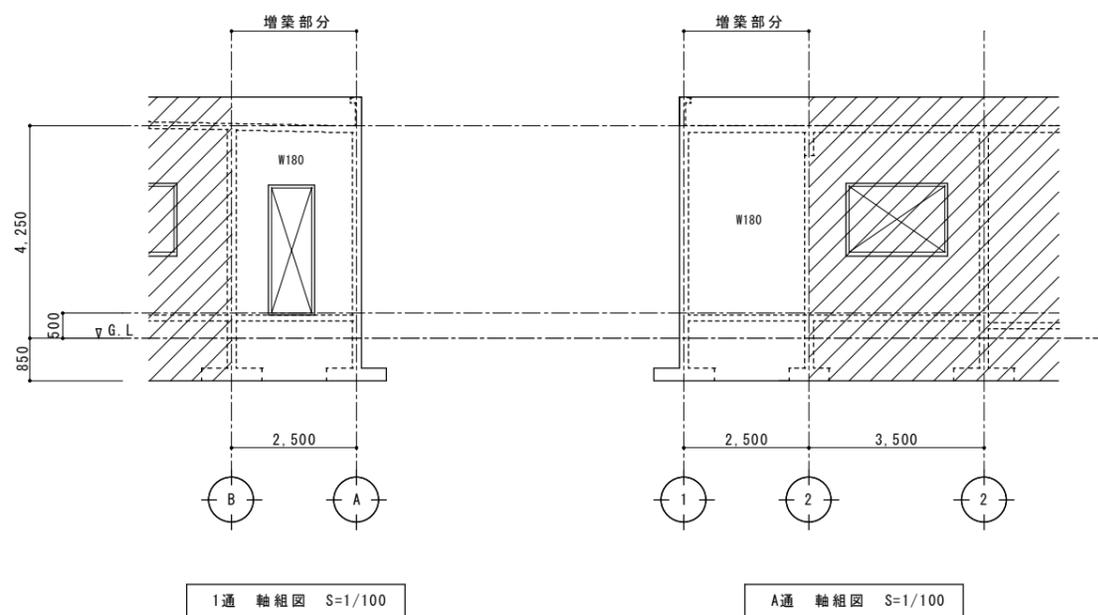


特記事項	(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101	工事名称 稲童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 床梁伏図 梁リスト	縮尺 S=1/100 S=1/50	製図年月日 2017年 9月	所長	検図	作図
	代表取締役 松尾 真也 一級建築士 大臣登録第223559号							
	S-02							



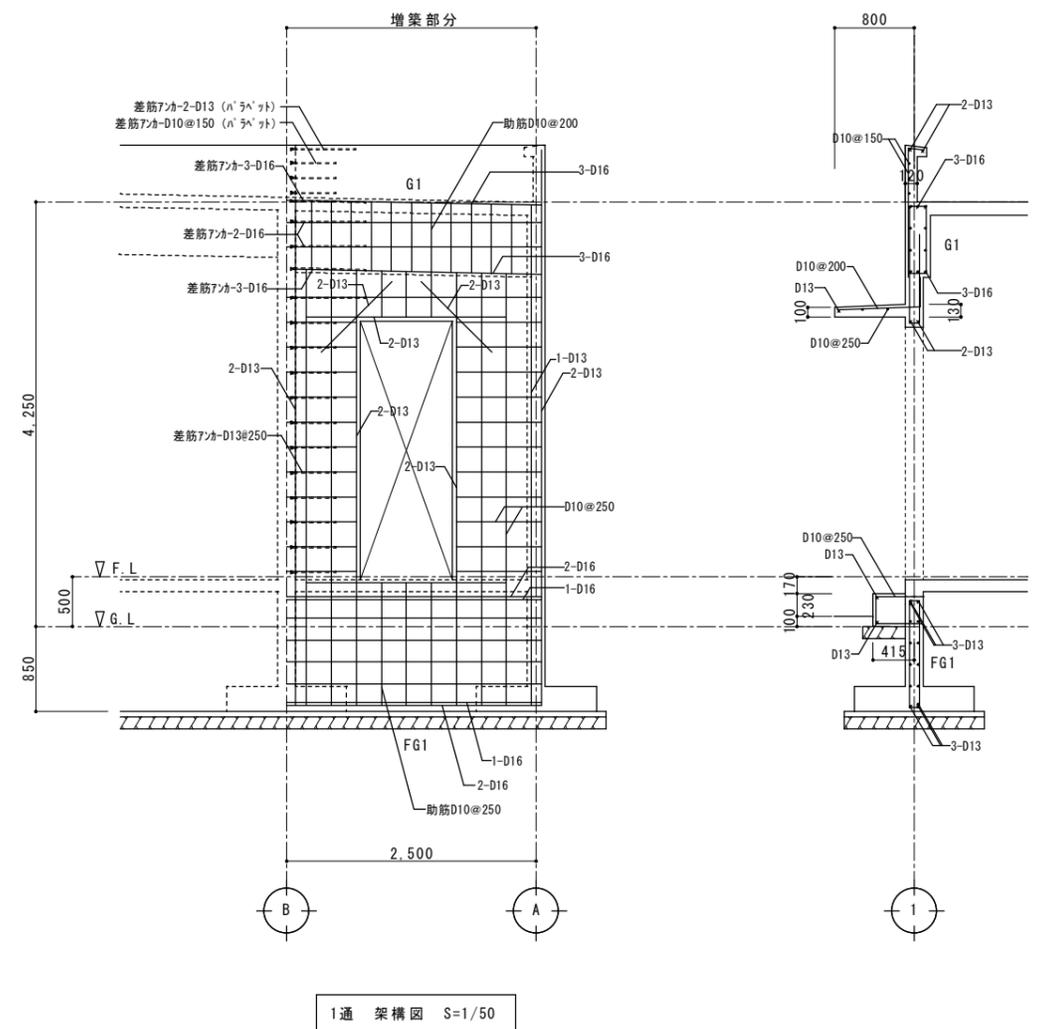
壁配筋図 S=1/50

特記事項		(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101 代表取締役 松尾 真也 一級建築士 大臣登録第223559号	工事名称 稲童第5地区学習等供用施設改修工事	図面名称 壁配筋図	縮尺 S=1/50	製図年月日			S-03
						2017年 9月			
						所長	検図	作図	



1通 軸組図 S=1/100

A通 軸組図 S=1/100



1通 架構図 S=1/50

特記事項	(株) エム・ビー・アイ 一級建築士事務所 福岡県知事登録第1-20757号 福岡県行橋市行事8丁目8-10 TEL 0930-26-1101		工事名称 稲童第5地区学習等供用施設改修工事		図面名称 軸組図 架構図		縮尺 S=1/100 S=1/50		製図年月日 2017年 9月		
	代表取締役 松尾 真也 一級建築士 大臣登録第223559号								所長	検図	作図